

くましんの現況 2026



— 目 次 —

ご挨拶	P3
金庫の概況と組織	P4
熊本信用金庫と地域社会	P5
トピックス	P6
熊本信用金庫SDGs宣言・取組みにつきまして	P8
「中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況」につきまして.....	P9
当金庫の概要	P13
役員一覧	P13
監査法人の名称	P13
主要な事業内容	P13
組織機構図	P14
総代会制度	P15
役職員の報酬体系の開示	P18
金庫概況	P19
反社会的勢力に対する取組みについて	P20
金融ADR制度への対応について	P20
マネー・ローンダリングテロ資金供与・拡散金融対策に係る対応について	P20
法令等遵守(コンプライアンス)への取組みについて	P21
リスク管理への取組みについて	P23
営業のご案内	P24
財務状況	P28
預金業務・為替業務等	P37
融資業務等	P38
有価証券等	P41
くましの歩み	P47
信金中央金庫	P48
自己資本の充実の状況等について	P50
単体における事業年度の開示事項	P53
店舗一覧	P68
掲載頁の一覧	P69



会長 品川 良照



理事長 井星 伸一

皆様方には平素より格別のご愛顧・お引立てを賜り、厚く御礼を申し上げます。本年もディスクロージャー誌「くましの現況2026」を作成いたしました。何卒ご高覧頂き、ご理解を深めて頂きますと共に、より一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年度の我が国経済は、猛暑や豪雨など今年も自然災害の影響が見られ、訪日外国人観光客数の回復・増加や大阪・関西万博の盛況により、観光需要は拡大したものの、物価上昇に賃上げが追いつかず、個人消費は依然として力強さを欠いております。また、国政においては、憲政史上初の女性総理として高市政権が誕生し、責任ある積極財政への期待感から株価が史上最高値を更新する一方で、日本銀行は、金融政策の見直しを進めており、金利の引上げなど正常化に向けた動きから、債券価格や円相場の変動が大きくなるなど不安定な局面が続いています。県内においては、10年を経過した熊本地震を乗り越え、令和2年7月豪雨からの復旧・復興が進むなか、TSMC工場進出を機に半導体関連企業の集積が進んでおり、さらにはTSMC第2工場の本体工事が着工するなど、今後の産業基盤の強化が見込まれます。一方で、原材料価格、労務費の高騰や人材不足などといった課題は依然として解消されておらず、地域の中小企業にとっては厳しい経営環境が続いていくことが懸念され、需要回復の動きを的確に取り込み、持続的な成長につなげていくことが今後の課題と言えます。

このような状況下、当金庫の業績面につきましては、預金は前期比35億円1百万円減少の1,720億19百万円、貸出金は前期比51億24百万円増加の1,137億45百万円となり、会員数15,620名で期末を迎えました。また、収益面では、資金運用収益の増加を主因に経常収益36億8百万円（前期比2億99百万円増）を計上したものの、預金の支払利息増加や物件費増を主因とした経費増加、また、今年も適正かつ積極的な償却・引当および有価証券ポートフォリオのメンテナンスを実施したため、経常費用30億66百万円（前期比3億73百万円増）計上し、経常利益は5億42百万円（前期比74百万円減）、当期利益は4億1百万円（前期比58百万円減）となりました。

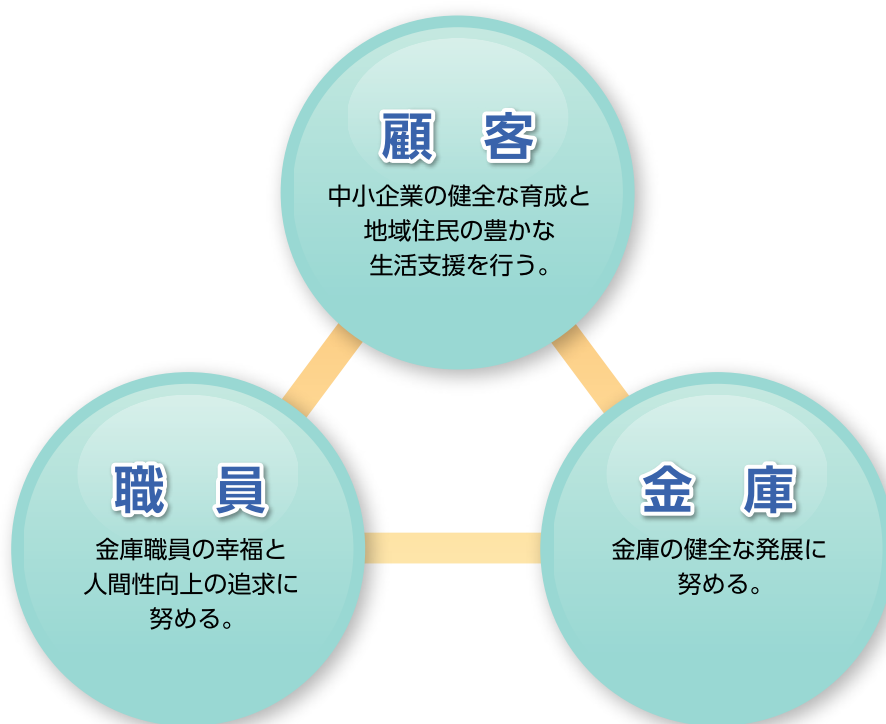
令和8年度は、中期経営計画の2年目にあたります。DXの進展、脱炭素化など、私たちが取り巻く環境は急速に変化していますが、当金庫は健全な体質を維持確保しつつ、100年企業としての誇りを持ち、変わりゆく未来に向けて変化をおそれず、地域になくてはならない存在を目指し、これまで以上に「お客さま」に満足していただき、地域企業の持続的可能性の追求・実現に向けて、全役職員の力を結集してお取引先や地域の発展に尽力する所存であります。今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2026年7月
会長 品川 良照
理事長 井星 伸一

経 営 理 念

熊本信用金庫は地域社会に密着し、金融業務を通して企業と家庭、そして郷土くまもとの繁栄と日本経済の発展に奉仕します。

経 営 の 基 本 方 針



くましん三訓

変 革

誠 実

感 謝

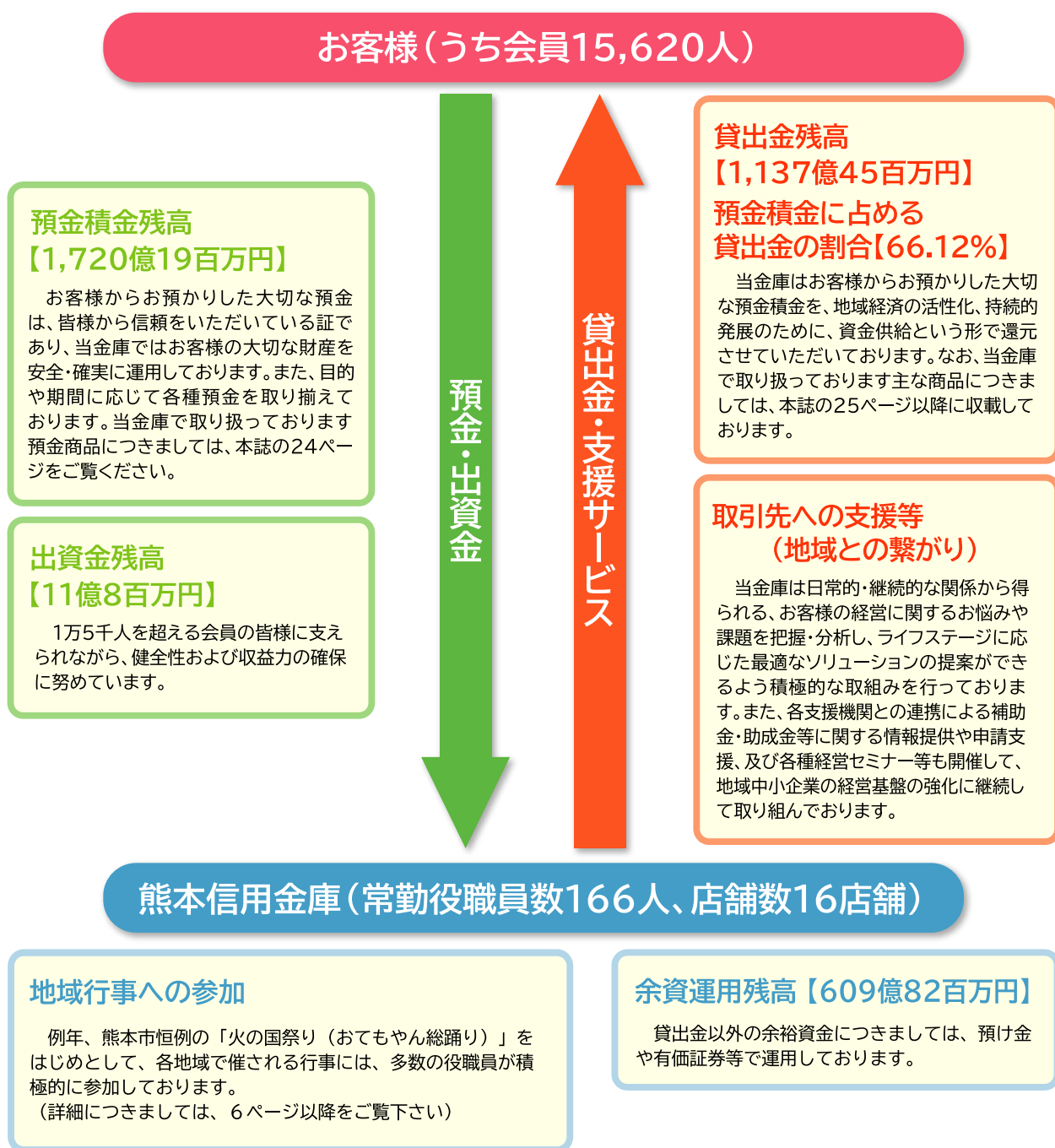
経営理念の達成と経営基本方針遂行のため、
役職員一同は「くましん三訓」を日々の生活信条としております。

「地域になくてはならない信用金庫」を目指して

当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、熊本市とその周辺地域を主な営業区域と定め、地元中小企業事業者の皆様や地域住民の皆様に「会員」や「お取引先」となっていただき、営業を営んでおります。その営業は「互いを助け合い・互いに発展して行く」ことを基本理念としており、数多く存在する金融機関の中でも「相互扶助型金融機関」と位置付けられる所以となっております。

地元の皆様との間では強い絆やネットワークを形成しており、「地元のお客様」からお預かりした大切な資金（預金積金）は、資金を必要とされる「地元のお客様」を中心にご融資するなど、「地元」の事業や生活繁栄のお手伝いを第一の目標として日々の活動を行っております。熊本信用金庫は単なる金融機能の提供に止まらず、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努め、文化・環境・教育といった多方面も視野に入れながら、広く地域社会の活性化に貢献すべく積極的な活動に取り組んでまいります。



2025年度トピックス ～地域の皆様とともに～

くましんは、経営理念である「地域社会に奉仕する」のもと、企業や家庭、そして郷土「くまもと」の繁栄に少しでも役立つために、地域行事への参加をはじめとする、様々な地域社会振興のための活動を行っております。



10月25日 やるキッズ開催 ③



③ 今年も「グッジョブ！やるキッズ！」を開催し、子供達に様々なお仕事を体験していただきました。

14日 フコクしんらい生命保険
セミナーへの参加

20日 地元保育園運動会への参加

4月

5月

6月

7月

8月

9月

23日 本妙寺頓写会への参加

2日 菊陽町夏祭りへの参加

3日 「杉並区クリーン作戦」
への参加

30日 「川尻わっしょい2025」
への参加

19日 「Keisui Kids Town」への参加 ①

24日 宇土地蔵まつりへの参加

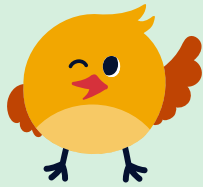
2日 火の国まつり「おてもやん総おどり」への参加 ②



① 地元幼稚園で開催されたお仕事体験イベントにおいて、金融機関としてブースを設置しました。



② 熊本市恒例の火の国祭り「おてもやん総おどり」に今年も大勢の職員が参加しました。



5日 地元保育園運動会への参加

29日 「地域活性化の取組みについて」の講義開催

10月

11月

12月

9日 三里木商工繁栄会 秋のサンマ祭りへの参加
10～12日 くましん寿会年金旅行の実施

16日 クリーン作戦への参加 ④



④ 地元商工会主催の「クリーン作戦」に参加し、事業所の皆様と清掃活動を行いました。



⑥ 熊本城マラソン2026において、ランナーの応援や給水ボランティアを実施しました。

15日 熊本城マラソン大会でのランナー応援 ⑥
7日 地元幼稚園保育発表会への参加

2026年

1月

2月

3月

29日 健軍自衛隊通り桜まつりへの参加

6日 レイクサイド繁栄会「謝恩祭」への参加
7日 熊本信用金庫杯囲碁ボール大会開催

29日 地元保育園お買い物ごっこイベントへの参加 ⑤



⑤ 地元保育園主催のお買い物ごっこイベントに当金庫公式オリジナルキャラクター「バーリー&モーリー」が参加しました。

熊本信用金庫SDGs宣言・取組みにつきまして

熊本信用金庫は、令和3年4月1日、SDGs宣言を行いました。当金庫の経営理念である「地域社会に密着し、金融業務を通して企業と家庭、そして郷土くまもとの繁栄と日本経済の発展に奉仕します」を実現するため、国連が提唱するSDGs「持続可能な開発目標」に取組み、更なる地域社会の課題解決を通じて持続可能な社会の実現に努めてまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



熊本信用金庫におけるSDGsに関する取組み

1. 地域経済の持続的発展



- ・「くましんビジネスサポートプラザ」による創業者育成支援
- ・起業・創業支援
- ・事業承継支援
- ・事業者のライフサイクルに応じた伴走支援
- ・個別経営相談会の開催
- ・ビジネスマッチング支援
- ・クラウドファンディングの個別相談会

2. 地域社会の活性化



- ・こどもお仕事体験イベント「グッジョブ！やるキッズ！」の開催
- ・中学生の職場体験、大学生のインターンシップ受け入れ
- ・お客様向け各種セミナーの開催
- ・地域のお祭りや清掃活動等への参加
- ・こども110番(地域見守り)への参加

3. 環境保護



- ・ペーパーレス化への取組み
- ・クールビズ・ウォームビズの実施
- ・使用電力量の削減
- ・ボランティア清掃活動の実施
- ・環境配慮型金融商品の提供

4. 人材育成



- ・ワーク・ライフ・バランスに向けた取組み
- ・各種研修、資格取得等、能力開発・教育訓練の機会を提供
- ・労働安全衛生法等に基づく「ストレスチェック」の実施

「中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況」につきまして

くましんビジネスサポートプラザ(BSP)の開設について

当金庫は、創業されて間もない方やこれから創業をお考えの方へ、オフィス利用から創業手続き、資金調達等のお悩みをワンストップできめ細かくサポートするインキュベーション（創業支援）施設として、「くましんビジネスサポートプラザ」を平成30年3月に開設し、令和8年度で9年目を迎えます。当施設は、創業予定者及び創業後2年以内の当金庫とお取引のある方、またはお取引可能な方を対象とした初期費用を最大限に抑えたインキュベーションオフィスの利用（月額15,000円）をはじめとして、ビジネスに役立つ様々なセミナーを定期的に開催しております。よろず支援拠点経営相談会も当施設にて行っており、今後も当庫の経営支援シンボルとして様々な取り組みをビジネスサポートプラザ（BSP）より行っていきたいと考えております。



会議室



6席1室

オフィス

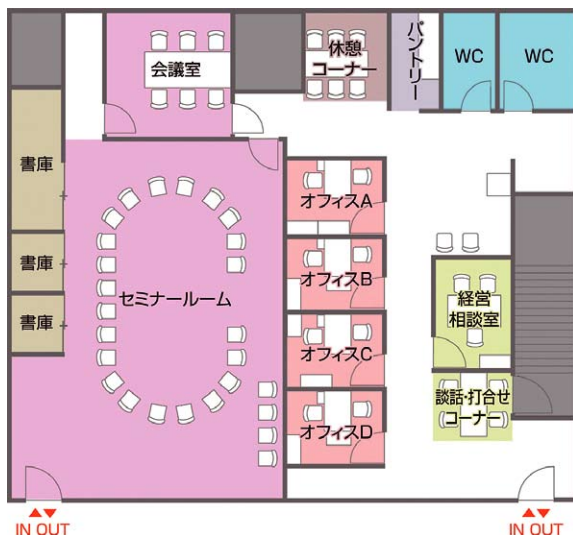


全4室

セミナールーム



26席1室



【利用時間】 平日：9:00～20:30 土・日・祝日：9:00～19:00
※24時間利用ではありませんのでご注意ください。

【利用期間】 最長1年間

【利用料金】 月々15,000円（消費税別途）

月額料金に含まれるもの

- ・専用ブース利用料・共有スペース利用料
- ・インターネット回線利用料
- ・会議室利用料（要予約）
- ・光熱費（電気・水道）

オプションサービス

- ・コピー機使用料
- ・プリンター使用料

【入居対象】 熊本市内、熊本市近郊にお住まいの方

①創業予定者 ②創業後2年以内の方で

当金庫とお取引がある方、またはお取引可能な方

【入居審査】 書類及び面接によって可否を判断いたします。

※事業計画等の審査

※審査の結果、ご入居できない場合がございます。

「よろず支援拠点経営相談会」の実施について

当金庫は、「よろず支援拠点」と連携し、平成26年11月より毎月経営相談会を開催しております。中小企業者様の様々な経営課題に対し、豊富な経験を有する専門家が親身になって相談をお受けし、売上拡大、商品開発、経営改善等に適切な改善方法等をアドバイスすることで大変ご好評を戴き、多くのお客様が反復継続して相談にいられております。

よろず支援拠点経営相談会は無料で行っており、事前に予約を承っております。是非お気軽にご相談下さい。



《2025年度の取組み状況》

『よろず支援拠点経営相談会』

2025年4月2日（第516回）から2026年3月26日（第575回）までの実施回数：60回

相談企業者数：36企業者（2025年度 新規相談企業者のみの累計）

■場 所：くましんビジネスサポートプラザ（BSP） ■開催日：毎月5回 1日5件迄

■時 間：1時間30分個別相談 ■講師：栗田博成氏（熊本県よろず支援拠点コーディネーター）

「当金庫の金融仲介の取組みについて」

当金庫は、地域の中小企業や個人事業者の皆様のライフサイクルに応じて、創業支援をはじめ、経営支援、事業再生支援に積極的に取り組んでいます。より実効性の高い経営課題解決支援のため、外部支援機関との連携による支援の充実にも重点的に取り組んでいます。

金融仲介の取組み状況（2025年度）

当金庫が関与した創業件数

当金庫が関与した創業件数	64件
当金庫が関与した第二創業件数	0件

販路開拓支援を行った先数

地元	地元外	海外
72社	0社	0社

外部専門家を活用して本業支援を行った取引先数

外部専門家を活用して本業支援を行った取引先数	72社
------------------------	-----

事業計画に記載されている取引先の本業支援に関する施策の内容

経営計画書 経営支援室
「熊本県よろず支援拠点と連携したよろず支援拠点経営相談会の継続的開催」

経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証ガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、2025年度に当金庫において、保証契約を解除した件数は23件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

「経営改善計画書」策定支援の状況および実績

当金庫は、金融円滑化法終了後もその趣旨を踏襲し、条件変更の継続を含む金融支援のご相談に、真摯に対応することとしております。経営改善計画策定支援につきましては、お客様の経営課題等を聞かせて頂き、外部支援機関と連携して策定支援を行っています。また、条件変更時に作成した経営改善計画書の進捗状況を把握するために定期的なモニタリングを実施し、業況に応じた最適なソリューションの提案ができるよう心がけております。

エネルギー費や人件費等の原材料費の高騰、深刻な人手不足や貿易摩擦の激化等の懸念材料もあるため、各種支援策のご案内等モニタリングを通じて、状況に応じた最適な提案が出来るよう積極的な伴走支援に取り組んでまいります。

条件変更等実施状況

	2024年度	2025年度
条件変更等実施先数	598先	877先

モニタリングの状況

	2024年度	2025年度
経営改善計画策定先数	15先	12先
モニタリング実施先数	44先	44先

経営改善支援等の取り組み実績

2025年4月～2026年3月

(単位：先数)

(単位：％)

債務者区分		期初 債務者数					経営改善支援 取組み率	ランク アップ率	再生計画 策定率
			うち 経営改善支援 取組み先数	α のうち 期末に 債務者区分が ランクアップ した先数	α のうち 期末に 債務者区分が 変化しな かった先数	α のうち 再生計画を 策定している 全ての先数			
		A	α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α
正常先 ①		2,997	0		0	0	0.0%		—
要注意 先	うちその他 要注意先 ②	564	7	0	7	3	1.2%	—	42.8%
	うち 要管理先 ③	0	0	0	0	0	0.0%	—	—
破綻懸念先 ④		57	9	0	7	4	15.7%	—	44.4%
実質破綻先 ⑤		49	0	0	0	0	0.0%	—	—
破綻先 ⑥		9	0	0	0	0	0.0%	—	—
	小計 (②～⑥の計)	679	16	0	14	7	2.3%	—	43.7%
合計		3,676	16	0	14	7	0.4%	—	43.7%

(注)

- ・期初債務者数及び債務者区分は2025年4月当初時点で整理。
- ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
- ・ β には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。
なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α に含めるものの β に含めない。
- ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合は β に含める。
- ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理すること。
- ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
- ・ γ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
- ・みなし正常先については正常先の債務者数に計上すること。
- ・「再生計画を策定した先数 δ 」＝「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」＋「RCCの支援決定先」＋「金融機関独自の再生計画策定先」

「新規・創業事業資金の取組み状況」について

創業・起業は地域活性化において重要な課題の一つであるととらえております。当金庫としましても、創業を志す方々を後押しするため円滑な資金供給に努めてまいりました。また、当金庫は、国の支援施策等の情報提供を行いつつ「つなぐ力」によって各関係機関との連携を図り、創業・起業者の方々の支援を積極的に行っていく方針としております。

新規・創業事業資金の取組み状況

年 度	取扱件数	新規・創業事業のご計画金額（千円）	ご融資金額（千円）
2024年度	39件	276,543	191,100
2025年度	64件	446,671	306,200

新規・創業事業資金の主な業種別取扱い件数

年 度	建設業	製造業	卸売業	小売業	不動産業	運輸通信業	サービス業	その他
2024年度	9件	0件	1件	1件	1件	1件	17件	9件
2025年度	14件	2件	0件	7件	4件	1件	21件	15件

「2025年度 中小事業者アンケート調査結果の報告」について

当金庫取引事業者の皆様に対して、毎年アンケート調査を実施いたしております。
アンケートでは「現在の経営課題」「今後望む方向性」等についてお尋ねしております。
(回答集計結果は下記のとおりです。なお、回答率は小数点切り捨てとなっております。)

《現在の経営課題について》

	回答数 (複数回答)	回答率
・事業承継、経営指針の踏襲もしくは打開	47	19%
・受注単価、原価管理面の見直し	67	27%
・財務面の後退感(売上、利益、資金繰り面、代金回収、為替影響)	78	31%
・借入金の軽減化、改善余地の有無	34	13%
・企業基盤の不安定化(業界全体の流れや景況面に対して)	33	13%
・公共工事の圧縮や大手の影響など 同業者間の競争激化状況	17	6%
・商品・資材・原材料の価格高騰や在庫不足の影響	92	37%
・コスト競争力と採算性の向上	50	20%
・店舗・工場・設備・機械、器具等の老朽化・狭小・不足・過剰	27	10%
・生産、加工技術面の後退化	1	0%
・人員、人材面の状況、影響(過剰・不足)	83	33%
・新技術、新商品の開発による需要創造	9	3%
・その他	10	4%

《今後望む方向性について》

	回答数 (複数回答)	回答率
・販路を開拓・拡大したい	105	42%
・新商品・新製品を開発したい	19	7%
・他業種、他業態への進出を検討したい	14	5%
・技術や業務上のパートナーがほしい	16	6%
・ビジネスモデルを構築したい	20	8%
・事業承継、後継者の育成を図りたい	33	13%
・人材の育成、確保を図りたい	90	36%
・新商品・新製品・工法を開発する方法が知りたい	5	2%
・新商品・新製品・工法・技術面に関する情報がほしい	1	0%
・製品・商品・工法等の改良をしたい	5	2%
・店舗・工場・機械・設備・装置等の移転・改装・増設・機能を高めたい	30	12%
・製造・土木建設等における新しい技術・工法を身につけたい	5	2%
・新製品等にかかる資金を確保したい	7	2%
・ビジネスマッチングの機会があれば参加したい	19	7%
・農業分野への参入や農業分野との提携を検討したい	5	2%
・海外との取引拡大や海外進出等を検討したい	1	0%
・経営財務に関する情報・アドバイスがほしい	38	15%
・特にない	35	14%
・その他	0	0%

組織化に向けた取組み

これまでも、当金庫は各支店単位でスポーツ大会(グランドゴルフ・ゴルフ等)や税理士の先生等との勉強会などを通して各営業店のお客様との交流を図ってきており、各地域の行事へも積極的に参加してまいりました。また、年金受給者の皆様に対しましては、「くましん寿会年金旅行」を実施し、皆様との絆をしっかりと築きあげております。

地域の活性化は、当金庫にとりましても重要なテーマであり、そのために協力していくことは社会的な使命の一つであると考えております。地域の方々と共に、社会貢献活動を通して、今後も地域コミュニティ作りには積極的に協力していく方針です。



宇土地蔵祭りにて



囲碁ボール大会にて

当金庫の概要

(2026年3月末現在)

創 業	大正12年8月29日
出 資 金	1,108百万円
預 金	172,019百万円
貸 出 金	113,745百万円
会 員 数	15,620名
店 舗 数	16店舗
職 員 数	159名
営 業 区 域	熊本市、宇土市、八代市、 荒尾市、山鹿市、菊池市、 玉名市、宇城市、阿蘇市、 合志市、上益城郡、 下益城郡、八代郡、菊池郡、 阿蘇郡、玉名郡

役員一覧

(2026年6月末現在)

会 長	品 川 良 照
理 事 長	井 星 伸 一
常務理事	吉 村 敏 幸
常務理事	濱 崎 宏 紀
常勤理事	吉 弘 健 二
常勤理事	倉 光 秀 昭
理 事	中 村 吉 宏 (*1)
理 事	益 田 陽 介 (*1)
常勤監事	上 谷 亮
監 事	椿 喜久雄 (*2)

(*1) 理事 中村 吉宏、益田 陽介は、
信用金庫業界「総代会の機能向上策等に関する業界
申し合わせ」に基づく職員外理事です。

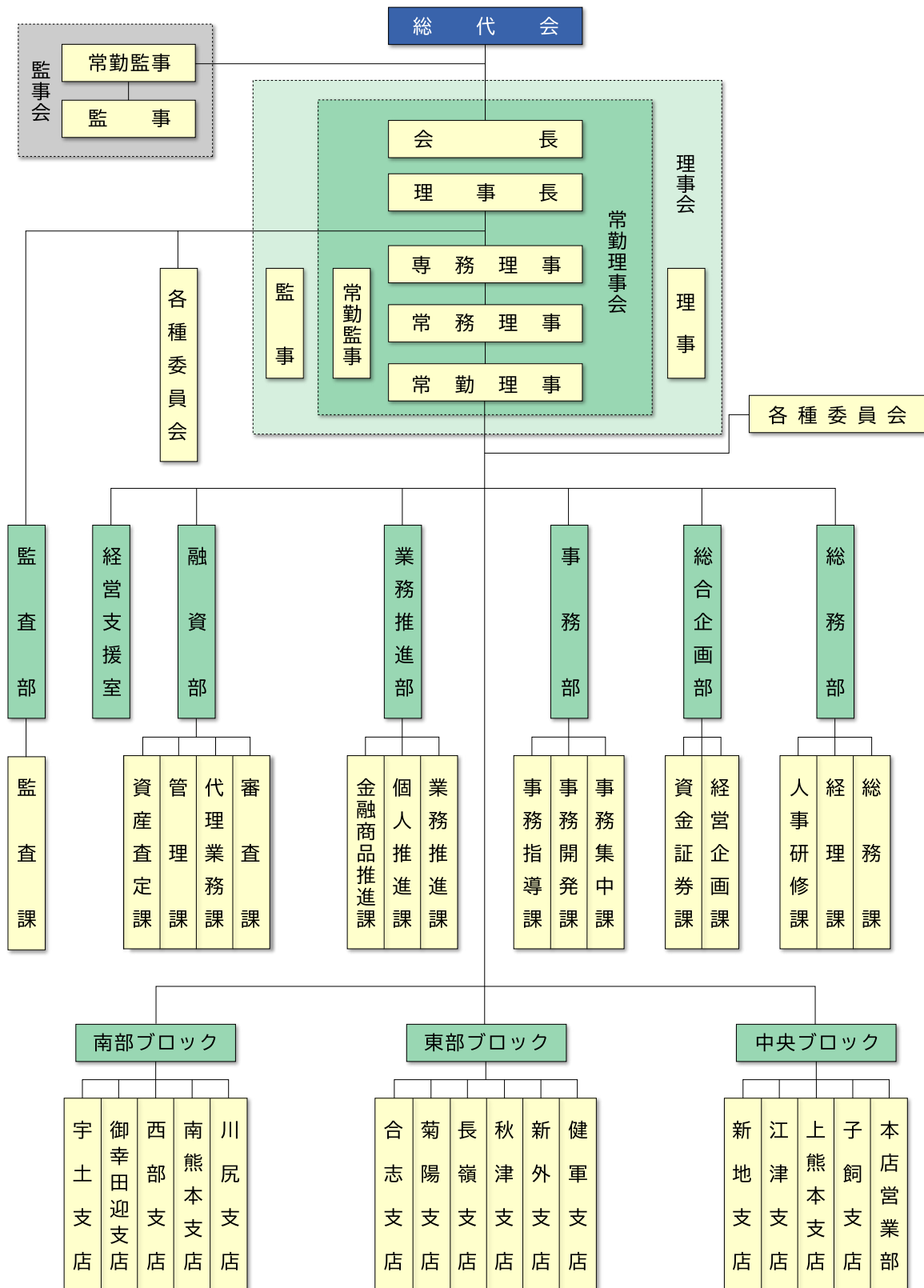
(*2) 監事 椿 喜久雄は、
信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

監査法人の名称

くまもと監査法人 (2026年6月末現在)

主要な事業内容

1. 預金及び定期積金の受入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記 1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。(7)において同じ）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）、又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするものに限る。）
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務
 - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (7) 有価証券の私募の取扱い
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理
日本銀行、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構等
 - (9) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
 - (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (12) 振替業
 - (13) 両替
 - (14) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（(5)に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - (15) 金融等デリバティブ取引（(5)及び(14)に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - (16) 金の取扱い
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 保険業法第275条第1項により行う保険募集
 - (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の7の5第1項により行う共済募集
 - (3) 当せん金付証票法により行う宝くじ業務
 - (4) スポーツ振興法により行うスポーツ振興くじ業務
 - (5) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）により行う業務
 - (6) 高齢者の居住の安定確保に関する法律の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
 - (7) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
 - (8) 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和3年法律第80号）第54条第1項により行う共済募集



総代会制度

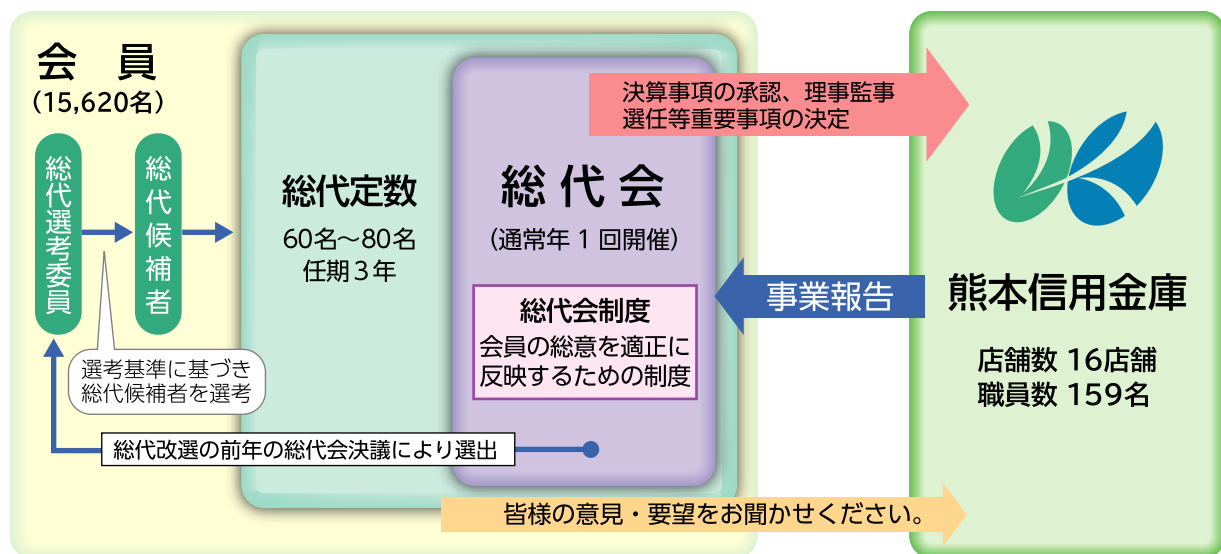
① 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて総代や会員とのコミュニケーションを大切にしており、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

【総代会のしくみ】



② 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の定数は60人以上80人以下で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。
- なお、2026年3月31日現在の会員数は15,620人です。

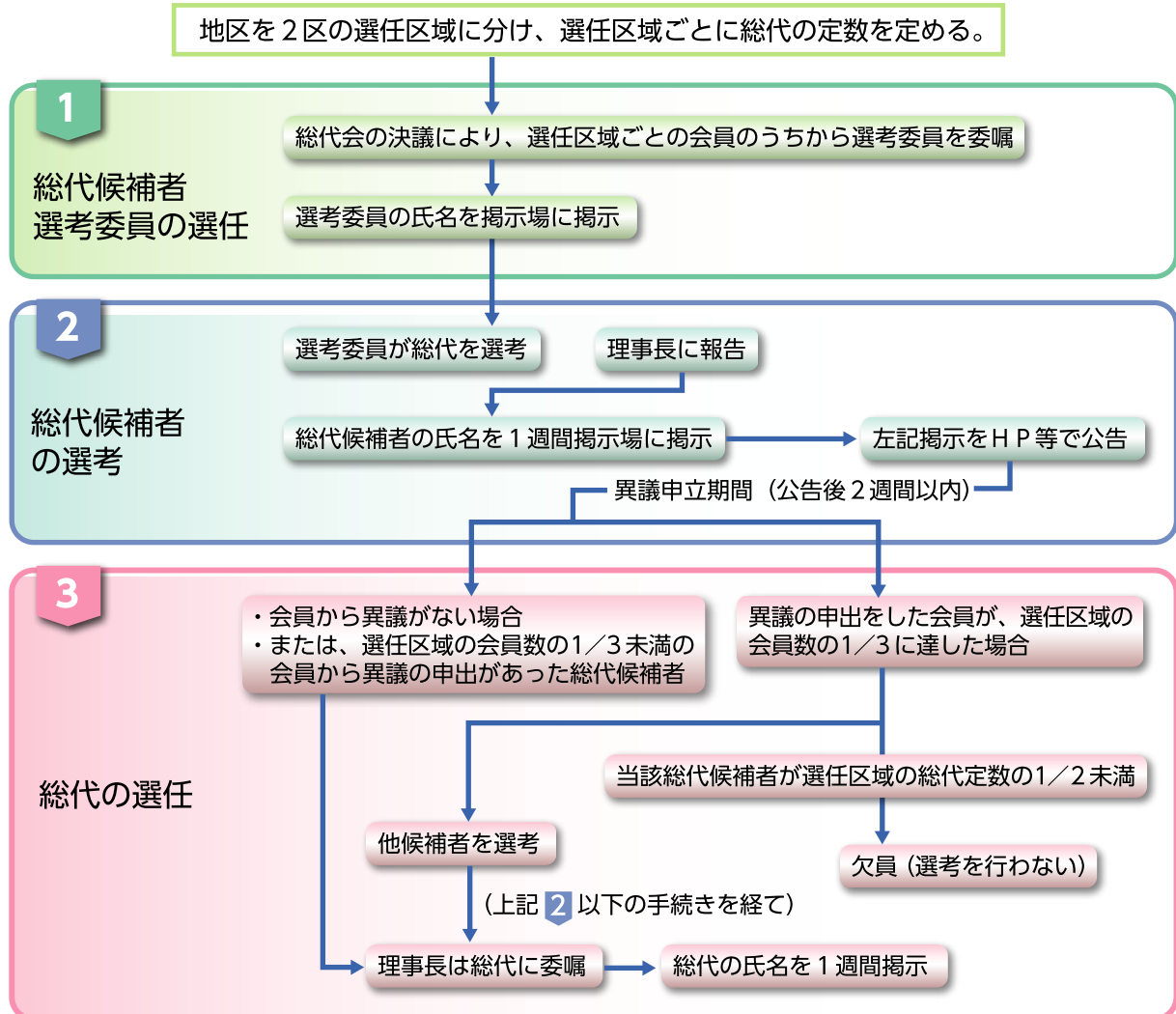
(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準（注）に基づき、次ページ図解のとおりの手続きを経て選任されます。

（注）総代候補者選考基準

- ① 資格要件
 - ・当金庫の会員であること
- ② 適格要件
 - ・総代として相応しい見識を有している方
 - ・良識を持って正しい判断ができる方
 - ・人格、見識に優れ、金庫の理念・使命を十分理解している方
 - ・その他総代選考委員が適格と認めた方

総代が選任されるまでの手続きについて



③ 総代会の決議事項

開催日 2026年6月26日

第75回通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

① 報告事項

第94期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）「業務報告」「貸借対照表」「損益計算書」報告の件

② 決議事項

第一号議案 第94期「剰余金処分案」承認の件
第二号議案 「会員」除名の件
第三号議案 退任役員への退職慰労金贈呈の件



④ 総代の氏名等

(2026年6月末現在)

1 区 白 川 以 北			
池 田 栄 二 ⑤	岩 山 義 ②	内 田 貴 士 ③	江 越 康 平 ①
鬼 塚 龍 彦 ⑥	甲 斐 靖 人 ②	金 光 慎一郎 ③	川 口 良 彦 ④
城 門 維 文 ⑬	清 成 勇 一 ②	工 藤 達 也 ②	高 月 恵 美 ②
島 津 衣 里 ②	竹 内 博 ⑤	田 尻 雄 二 ③	富 山 竜 一 ③
豊 永 哲 人 ⑧	永 野 昭 一 ⑨	中 村 修 ③	西 浦 栄 一 ④
花 城 強 ⑥	原 本 尚 泰 ①	平 島 孝 典 ⑨	深 谷 弘 和 ①
堀 内 久 子 ②	増 森 幸 治 ②	村 岡 幸太郎 ①	村 上 勇 輔 ①
山 家 宏 輝 ②	吉 富 健 児 ②	和 田 茂 也 ②	
2 区 白 川 以 南			
足 立 昌 弥 ②	石 川 ゆ か ②	石 坂 孝 光 ⑦	出 田 千 世 ①
岡 部 芳 告 ⑤	甲 斐 大 悟 ①	甲 斐 光 也 ⑦	桂 義 勝 ②
加 藤 大 輔 ①	北 川 博 喜 ②	國 元 祐 介 ①	古 賀 靖 章 ④
澤 田 昌 伸 ①	多 田 和 弘 ④	徳 永 國 浩 ⑥	富 田 徹 也 ④
永 田 英 二 ①	西 野 泰 司 ②	濱 石 美重子 ②	林 裕 之 ⑦
平 野 義 登 ②	福 島 雄 二 ⑥	福 島 豊 ②	堀 口 剛 ①
松 尾 浩 ①	松 山 淳 ②	室 中 照 美 ⑥	山 北 英 裕 ②
横 溝 昌 司 ③	吉 村 謙太郎 ③	鷲 山 銀 子 ②	鷲 山 恵 真 ①
渡 邊 健 ⑦			

※氏名の後の数字は総代への就任回数

(個人情報保護の観点から、お名前の掲載につきましては皆様のご承諾をいただいております。)

(50音順)

⑤ 総代構成比

業種別	製造業	建設業	卸小売業	サービス業	不動産業	その他	計
	7人	18人	13人	17人	8人	1人	64人
年代別	30代	40代	50代	60代	70代	80代	計
	0人	9人	26人	18人	11人	0人	64人
就任回数	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	6期目以上	計
	14人	22人	7人	5人	3人	13人	64人

役職員の報酬体系の開示

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 2025年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	158

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は2名です(期中退任者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」86百万円、「賞与」19百万円、「退職慰労金」53百万円となっております。
なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2025年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、2025年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 2025年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

以 上

金庫概況

2025年度の業績

預 金

2026年3月期末の預金残高は172,019百万円（流動性預金83,816百万円・定期性預金88,202百万円）となり、期首比3,501百万円の減少となりました。内訳は、流動性預金が2,220百万円減少し、定期性預金についても1,281百万円の減少となっております。

流動性預金に関しましては、法人先が727百万円の減少、個人先についても1,493百万円の減少となり、金利上昇による資産運用ニーズの高まりもあって、余裕資金の一部が高金利商品に流れたことが流動性預金減少の要因です。

定期性預金に関しましては、法人先（公金除く）は2,493百万円増加したものの、個人先については運用目的以外にも、高齢者の相続や終活を理由とする払出しが増え1,455百万円の減少、また、公金が2,320百万円減少するなど、預金については全般的に苦戦を強いられました。

相続預金を対象とした「相続定期預金」や退職者向けの「退職金専用定期預金」、年金受給者向けの「寿定期預金」や子育て支援の「多子家族応援定期預金【子宝】」、スポットでのキャンペーン定期など、金利上乘せ預金商品につきましては、地域の皆様から多くのご支持をいただきました。

これからも、地域密着の強みを生かし、預金増強による基盤拡充を図るとともに、利息としてお客様に還元することで地域貢献に努めて参ります。

貸 出 金

2026年3月期末の貸出金残高は、113,745百万円（営業店102,451百万円・本部11,294百万円）となり、期首比5,124百万円の増加となりました。内訳は、営業店全体で4,938百万円の増加、地公体向けで185百万円の増加となっております。TSMC関連、インバウンドの不動産需要が活発であったこと、資金相談には丁寧に対応していることや不動産、建築業者からの信頼を得ていることが貸出金増加につながり、また個人ローン期首比275百万円の増加も寄与しました。

当金庫は、地域に根差し、きめ細かな金融に徹することで、地域の皆様から信頼をいただき、育てられてきました。それは、地域経済発展のために、起業支援、創業間もない企業の育成、成長期の企業への資金応需など、企業のライフサイクル、個人のライフステージに合わせた質の高いサービスを提供してきた結果と自負しております。

これからもフットワークを活かし、「人間力」・「スピード力」・「目利き力」・「つなぐ力」を強化して、コンサルティング機能を充実させて参ります。また、本部では月に5回のペースでくまもと産業支援財団よりコーディネーターに来ていただき、営業店のお客様向けに「よろず支援拠点出張相談会」を開催し、お客様ごとの悩みや相談の解決に積極的に取り組んでいます。地元の皆様に信頼され、最も身近で相談しやすい、安心して頼れるパートナーとなれるよう精進を重ねてまいりますと共に、利便性の高い事業性資金や個人リテール資金の安定供給と取扱い増加に努めながら、お客様方や地域の発展・活性化に繋がる営業活動を行うことで貸出金の増強に繋げて参ります。

損 益

2025年度は、今期も堅調に貸出金期中平残を増加させることが出来たことに加え、基準金利引き上げの影響で貸出金利回りも上昇し、貸出金利息は前期比275百万円の増加となり、運用利回りの改善により増加した余資運用での収益と合わせ、資金運用収益は3,273百万円（対前期比369百万円の増加）となりました。そのため、金融派生商品収益、株式等売却益、償却債権取立益等の減少はありましたが、経常収益は3,608百万円（対前期比299百万円の増加）となりました。一方の預金につきましては、金利引き上げの影響で支払利息が増加し、資金調達費用は342百万円（対前期比229百万円の増加）となり、資金運用収支は対前期比で139百万円の増加となりました。また、経費につきましては、物件費の増加を主因として経費全般が増加した他、役務取引等費用や国債等債券償還損、貸出金償却額等も増加し、経常費用は3,066百万円（対前期比373百万円の増加）となりました。その結果、経常利益は542百万円（対前期比74百万円の減少）となり、法人税等支払後の最終的な当期利益は401百万円（対前期比58百万円の減少）となりました。

自己資本比率

2025年度の自己資本比率は11.12%となりました。今期も内部留保を増加させることが出来、比率の分子となる自己資本額が前期比273万円増加の9,451百万円となったものの、比率の分母となるリスクアセット額が、貸出金残高増加の影響で前期比4,368百万円増加の84,989百万円となったため、前期の11.38%に比べて0.26%低下し11.12%となりました。

なお、自己資本比率の国内基準は4.0%以上であります。当金庫の比率は本年度もこれを大幅に上回っており、十分な健全性が確保されております。

反社会的勢力に対する取組みについて

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守しています。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

金融ADR制度への対応について

[苦情処理措置]

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ確に対応するため「業務運営体制・内部規則」を整備し、その内容をホームページ、ポスター等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は68ページ参照）または総務部（電話：096-326-9419）で受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

[紛争解決措置]

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

マネー・ローンドリングテロ資金供与・拡散金融対策に係る対応について

当金庫は、マネー・ローンドリングテロ資金供与・拡散金融の防止に向けた対策を経営上の重要課題の一つとして位置付け、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

マネロン等の手段に当金庫の商品・サービスが悪用されることを防止し、お客様に安心安全にサービスをご利用いただけるよう、「犯罪収益移転防止法」を始めとする関係法令、金融庁が公表する「マネー・ローンドリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等を遵守し、引き続きマネロン等対策の取組みの強化に努めていきます。

法令等遵守(コンプライアンス)への取り組みについて

「コンプライアンス」とは、法令をはじめとして企業内の諸規程、更には確立された社会規範にいたるまでのあらゆるルールを遵守することです。信用金庫は、地域に根差した金融業務を行っており、公共的使命と社会的使命を負っているため、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

地域のお客様から寄せられる信頼こそが、当金庫の発展の礎でもありますことから、役職員一人ひとりがコンプライアンスに対して強い意識をもち、誠実に業務に邁進することが必要ですが、それとともに、各職員がそれを認識し実践してこそ法令遵守態勢が有効に整備・確立されるものと考えております。コンプライアンス委員会が中心となってそれらの整備・確立のため、日々、指導に努めております。また、当金庫のコンプライアンスマニュアル「私たちの行動規範」に基づいた研修を各店・各部署において実施しております。

内部統制システムの整備について

当金庫は信用金庫法第36条第5項第5号及同法施行規則第23条の規定に基づき、業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備に係る基本方針として、理事会で決議した下記「内部管理基本方針」に則って、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性確保に努めてまいります。

内部管理基本方針

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、コンプライアンスに対する基本方針と組織体制、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示した手引書である「コンプライアンス・マニュアル」及びコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を策定する。
- (2) 法令等遵守に関する事項を一元的に管理する「コンプライアンス統括部門」を設置するとともに各業務部門及び営業店毎に「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス統括部門との連携を図る。また、公益通報者保護の窓口として、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接コンプライアンス統括部門の管理者に報告・相談等を行うことができる通報・相談窓口を設置する。
- (3) 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常勤理事会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務の執行に係る情報については、文書（電磁的記録を含む。）の整理保管保存期限、廃棄ルール等を定めた「文書取扱規程」及び「保存年限表」に基づき、適切な保存及び管理を行う。
- (2) 理事及び監事はこれらの文書を常時閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 適切な統合的リスク管理を実現するため、「リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として策定し、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性等に応じた管理要領等を策定する。
- (2) 当庫全体のリスクを一元的に管理する部門（以下、「リスク統括部門」という。）及びリスクカテゴリーごとの主管部門を定め、リスク管理の実効性及び相互牽制機能を確保する。また、リスク管理方針に基づき、資産・負債を総合管理し、運用戦略等の策定・実行に関わる部門を「ALM委員会」とする。
- (3) リスク統括部門は、当庫におけるリスクの状況を定期的に又は必要に応じて随時常勤理事会に報告する。また、特に経営に重大な影響を与える事案については、常勤理事会及び理事会に速やかに報告する。
- (4) 内部監査部門は、統合的リスク態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常勤理事会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その改善状況を検証する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「理事会」とその委任を受けた審議・決定機関である「常勤理事会」を一体化した意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営および付議事項等は「理事会規程（及び同付議基準）」及び「常勤理事会規程」に定める。
- (2) 理事会は、機関・職制・業務分掌・権限委譲等に関する規程を策定し、効率的な職務遂行を実践する。
- (3) 理事会は、経営方針、経営計画、業務・態勢に係る基本方針等を定め、より具体的な対応は常勤理事会、各種委員会及び担当理事の判断に委ねる。

5. 当該金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における、当該職員に関する事項

- (1) 当金庫は、監事の求めに応じ、監事と事前協議のうえ、その職務を補助すべき職員を配置する。
- (2) 監事がその職務を補助すべき職員の配置を求めた場合は、常勤理事会において協議のうえ、当該業務等を十分検証できる能力を有する者を配置する。

6. 監事の職務を補助すべき職員の当該金庫の理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないものとする。
- (2) 当金庫は、当該職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項や当該職員の懲戒処分決定については、予め監事に同意を求めることとする。

7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

- (1) 理事及び職員（以下、「理事等」という。）は、理事会その他監事の出席する重要な会議において、随時その職務の執行状況の報告を行う。
- (2) 理事等は、当庫に著しい損害を及ぼす事実等、当庫に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監事に報告を行う。
- (3) 監事は、業務執行に係る重要な書類を適宜閲覧するほか、当金庫の役職員に対して、その職務において必要な事項の報告を求めることができるものとし、その要請を受けた者は、当該監事に対して速やかに適切な報告を行うことを義務付ける。

8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当金庫は、公益通報者制度等を利用して、当金庫の監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い（人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む）を行うことを禁止し、これを公益通報者規程に定めたとうえで当該規程の内容を当金庫及び子法人等の役職員に周知する。
- (2) 当金庫は、報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。
- (3) 当金庫は、公益通報保護に関する規程において、監事への報告については、匿名で行うことを認めるとともに、その報告を行った者の個人情報及びその報告内容を開示してはならない旨を規定する。

9. 当該金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当金庫は、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (2) 当金庫は、不祥事発生時等において、監事が外部の専門家（弁護士、公認会計士等）を利用することを請求した場合、当該請求がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。
- (3) 当金庫は、当金庫の経営計画及び監事の監査計画等に基づき、毎年、一定額の監査費用に係る予算を計上することとし、その額の決定にあたっては、あらかじめ監事の同意を要するものとする。
- (4) 当金庫は、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、上記予算額を超過する場合であっても、その職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに費用又は債務を処理する。

10. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事は職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部門の管理者等との緊密な連携を図り、定期的な情報交換を行う等、適切な監査の実施に努める。
- (2) 代表理事は、監事と定期的に意見交換会を実施し、監事から監事監査の環境整備等について要請があれば誠実に協議を行う。
- (3) 監事が独自に意見形成するために、弁護士、公認会計士その他の専門家に依頼する体制を確保する。

附則 平成19年6月8日制定 平成27年6月9日改定

リスク管理への取組みについて

金融の自由化、国際化の進展にともない、信用リスクをはじめとして事務リスク、システムリスク、市場リスク、流動性リスクなどのさまざまなリスクが金融機関を取り巻き、信用金庫の経営にも影響を及ぼす機会が増大しております。刻々と変化する経済環境の中で経営の健全性を維持し、地域社会の負託に応え、期待される機能を発揮していくためには、このような多様化し複合化していくリスクの正確な把握と管理体制を確立する必要があります。そこで当金庫は、次のようなリスク管理を実施しています。

信用リスク

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、当金庫の資産の価値が減少したり、消失したりして、損失を被るリスクのことをいいます。当金庫はこのようなリスクに対応するために、適切な審査・与信管理を行い、更にリスク分散の徹底、信用リスク額の適正化を図り、適正な収益の維持・確保により経営の健全性を高めることとしております。そのために当金庫では業務推進部門と貸出審査部門を分離し、厳格かつ適切な管理体制を取っております。また、融資業務を行うにあたり遵守されるべき規範、与信リスク管理に関する基本方針等として、信用リスク管理要領を制定しております。与信案件の取上げにおいては、取引先の財務状況、資金使途、返済原資等を的確に把握するとともに、与信案件のもつ個別リスクや業種別リスク特性等を踏まえて適切に審査しております。更に与信集中リスク（グループ含む特定大口先、業種）等に対してもクレジット・リミットを設定するなど厳格な管理を行っております。また、貸出実行後の信用リスクの期中管理につきましては、定例訪問によるモニタリングの強化、継続を通して取引先の業績、財務状況、定性面等の変化、推移を時系列的に把握し、不良化の予兆等を早期に察知することで、不良債権化の防止、資産の健全性の維持、向上を図っております。

事務リスク

事務リスクとは、事務上のミスや不正処理により、金融機関が損失を被るリスクのことをいいます。当金庫では、監査部が本支店に対して定例的に臨店監査を実施する一方、正確かつ迅速な事務処理と事務事故の発生を未然に防止するために、事務指導課による徹底した職員の指導教育を行っており、合わせて事務規定等の見直しや整備も継続的に進めております。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータのシステムダウンや誤作動等、システムの不備やコンピュータが不正に使用されることを原因として起こり、金融機関が損失を被るリスクのことをいいます。当金庫では、基幹となりますオンラインシステムにつきましては、加盟している一般社団法人しんきん共同センターのシステムを利用しており、十分なバックアップ体制をとっております。更に「コンティンジェンシープラン」「情報資産保護に関する基本方針」「個人情報保護法」等に基づく緊急事態等への対応や、情報資産の保護管理体制の整備を徹底することで、金庫内ネットワーク等の情報セキュリティ対策への対応、継続的なサイバーセキュリティ対策の実効性強化に関しても、事務開発課が徹底した指導を行っております。

市場リスク・流動性リスク

市場リスクとは、金利、有価証券の価格、為替等の様々なリスク・ファクターの変動によって、保有する資産の価値が変動して金融機関が損失を被るリスクのことをいいます。また流動性リスクとは予期せぬ資金の流出等により、通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされたり、資金繰り自体に支障を来すリスクのことをいいます。これらのリスクに対処するためには、金融環境の変化を予測し、各種リスクの管理と収益のバランスをとりながら、預貸金に代表される負債と資産を総合的に管理することが必要となってきます。この管理をALM（資産・負債総合管理）といいますが、当金庫は、刻々と変化していく金融環境に対処するため、月次ベースでシミュレーションを実施しており、毎月の収益状況の把握と将来的な収益予測、流動性リスクの計測、金利・価格変動リスクの計測等を行っております。そして、その結果を踏まえ、常勤理事会等において各種の経営施策を検討しております。

営業のご案内

預 金

預 金 の 種 類	内 容 ・ 特 色
定 期 預 金	当金庫の全預金商品中、最も有利な利率を提供します。
スーパー定期預金 （スーパー300）	1,000万円未満の資金を有利に運用。期間は1カ月から5年までの中から自由にお選びいただけます。
大口定期預金	1,000万円以上の資金のための安全で有利な定期預金。1カ月から5年までの中から自由にお選びいただけます。
定 期 積 金	毎月、定期的に一定額をコツコツお積立、目標に合わせた資金作りが出来ます。
ス ー パ ー 積 金	期間は1年～5年。目的に合わせて期間・掛金を決められます。
普 通 預 金	お財布代わりにお気軽に出し入れできる預金です。公共料金、各種クレジット等の自動振替や給与・年金・配当金等の自動受取ができます。
無 利 息 型 普 通 預 金 （ 決 済 用 普 通 預 金 ）	内容は普通預金と変わりませんが、利息の付かない無利息預金です。決済用の資金と位置付けられるため、預金残高全額が預金保険制度による保護の対象です。
貯 蓄 預 金	残高が増加するごとに金利が有利になる5段階金利設定。スウィングサービス（普通預金との間で自動預け替え）をご利用いただくと一層便利です。
当 座 預 金	小切手や手形によるお支払の決済口座としてご利用下さい。
通 知 預 金	預入期間1週間以上で、短期・有利に運用できます。
納 税 準 備 預 金	納税を目的とした預金です。お利息に税金がかかりません。
財 形 預 金	給与天引きでしっかり貯める……………一般財形預金 豊かな老後のために……………財形年金預金 マイホームのために……………財形住宅預金
総 合 口 座	定期預金・普通預金を1冊にセットし、「貯める、使う、借りる」の機能をご利用いただけます。定期預金の90%以内、最高300万円を限度に自動融資がご利用いただけます。

融 資

〔融資の基本方針〕

当金庫は、中小企業や個人事業者の皆様のライフサイクルや利便性に則し、迅速かつ真摯な対応にて新規融資の取組みに努めて参りました。今後も、信用金庫の理念に沿った活動のもとに、お客様の状況を的確に把握し、逸早くニーズを捉え、新規融資や条件変更等のご相談に対応して参ります。又、経営改善計画の策定や経営に関する助言を行うためにも、外部機関との連携を強化し、より一層のコンサルティング機能の発揮を目指し各種支援や金融サービスを通して、中小企業や個人事業者の健全なる発展・育成に貢献して参ります。

■ 事業者向けローン

ローンの種類		ご利用目的 他	ご融資金額	ご返済方法・期間
一般のご融資	手形割引	一般商業手形及び電子記録債権を割引いたします。	ご融資金額や期間等の詳細については融資窓口へご相談ください。	
	手形貸付	仕入資金など短期運転資金にご利用下さい。		
	証書貸付	設備資金など長期の資金にご利用下さい。		
当座貸越	事業者カードローン	中小企業、個人事業主の方の運転資金等にご利用いただける当座貸越のローンです。	1,000万円以内	1年又は2年（更新可能）
制度融資	熊本県制度	金融円滑化特別資金・小規模事業者おうえん資金・創業者支援資金・経営革新等支援資金・新事業展開支援資金・短期資金・事業承継おうえん資金・経営改善資金・台湾関連ビジネス拡大支援資金・生産性向上等緊急支援資金・経営力向上等緊急支援資金 他	各種の制度融資を取扱っており、ご融資金額や期間等の詳細については融資窓口へご相談ください。	
	熊本市制度	創業サポート資金・経営向上小口資金・小口資金・経営活性化資金・補助金活用支援資金・経営安定特例資金 他		
	保証協会制度	普通保証・小口零細企業保証・当座貸越根保証・事業者カードローン当座貸越根保証・短期資金保証・経営安定関連保証（セーフティネット保証）・経営革新関連保証・再挑戦支援保証・創業関連保証・くまもとグリーン保証・事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証） 他		
くましんビジネスローン	創業支援特別ローン	創業又は新規事業の開業、あるいは事業拡張に必要な運転・設備資金です。	500万円以内	運転5年以内 設備7年以内
	企業再生特別ローン	事業の改善、あるいは再生に取り組むために必要な運転資金です。	500万円以内	7年以内
	くましん事業者伴走おうえん資金	経済情勢の変化により影響を受ける事業者の資金繰り及び事業の成長に支障が生じることがないよう、継続的な伴走的支援を実施することにより、経営の安定や生産性などの向上を図ることを目的とした資金です。	1,000万円以内	5年以内
	補助金つなぎ融資	国が中小企業振興政策として予算決定した補助金交付予定の方に対し、補助金交付までの間の事業資金に利用していただくための、つなぎ資金です。	補助金交付額の範囲内	補助金交付までの期間
	くましん太陽光発電サポートローン	個人・法人が太陽光発電設備設置費用にご利用いただける資金です。	100万円以上	最長20年以内
	くましん農業経営支援ローン「大地」	農業経営に必要な運転・設備資金です。	100万円～6,250万円	7年以内
代理貸付	政府系金融機関等の取扱窓口として次の各機関の代理貸付業務を取扱っております。 日本政策金融公庫、信金中央金庫、住宅金融支援機構など		代理貸付取扱機関、ご融資金額、期間等の詳細については融資窓口へご相談ください。	

■ 個人向けローン

ローンの種類		ご利用目的 他	ご融資金額	期間等
住宅ローン	変動金利型	住宅の新築、増改築資金に、また、土地、建売住宅、マンション、中古住宅等の購入資金にご利用頂けます。	2億円以内	50年以内
	固定金利型			
	借換・リフォーム専用ローン（絆）	他行住宅ローンの借換資金またはリフォーム資金にご利用頂けます。	500万円以内	10年以内（但し借換資金は既存借入残存期間）
カードローン	一般保証（各種）	自由です。（事業資金、旧債返済資金は除きます）	300万円以内	3年（更新可能）
	教育カードローン	学生生活で必要とする資金にご利用頂けます。	500万円以内	在学中はカードローン、卒業後は10年以内で分割返済
	新教育カードローン	学校納付金その他必要な教育資金にご利用頂けます。	500万円以内	在学中はカードローン、卒業後は10年以内で当座貸越契約のまま返済（全期間当座貸越契約型）
	「きゃっする」	自由です。（事業資金は除きます） 毎月の返済額が貸越残高毎で異なる、 利用しやすい設定となっています。	500万円以内	3年（更新可能） 毎月の返済額（貸越残高30万円まで：5千円、50万円まで：1万円、70万円まで：1.5万円、100万円まで：2万円、200万円まで：3万円、300万円まで：4万円、500万円まで：5万円）
個人ローン	教育プラン	大学・短期大学等の入学金・授業料等の納付金にご利用頂けます。	1,000万円以内	16年以内
	教育ローン「咲（えみ）」	高校・専門学校・大学等の受験費用・入学費用・在学費用等にご利用頂けます。	200万円以内	10年以内
	しんきん個人ローン	自由です。（事業資金、投機的性格の資金、旧債返済資金は除きます）	500万円以内	10年以内
	カーライフプラン	自家用車の購入資金としてご利用頂けます。	1,000万円以内	15年以内
	マイカーローン	自家用車の購入資金としてご利用頂けます。	1,000万円以内	10年以内
	リフォームプラン	家屋の増改築、車庫、門扉等の修理にご利用頂けます。	1,000万円以内	15年以内
	フリーローン「快速1000」	自由です。（事業資金、旧債返済資金も可能です）	1,000万円以内	15年以内
	フリーローンモア	自由です。（事業資金、旧債返済資金も可能です。但し、事業資金を含む場合、上限500万円まで）	1,000万円以内	10年以内
	職域サポートローン	自動車、教育、住宅・リフォーム資金です。（当金庫における職域サポート制度を導入した事業所の従業員等を対象とした商品）	1,000万円以内	15年以内
	しんきんフリーローン	自由です。（事業資金、旧債返済資金も可能です）	500万円以内	10年以内
大型フリーローン「ゆとり」		自由です。（おまとめ・旧債返済も可能で、一般消費資金・事業資金等に対応しています）	1,000万円以内 （不動産担保評価の範囲内）	10年以内

この他にも各種ローンをご用意しております。詳しくは融資窓口へご相談ください。

サービス業務

サービスの種類	内 容
キャッシュサービス	くましのキャッシュカードは、本支店の店内・店外のCDコーナーで、ご入金、お引き出しはもちろん、全国の「全国キャッシュサービス」取扱店、並びにゆうちょ銀行、セブン銀行（セブン-イレブン）、ローソン銀行（ローソン）、イオン銀行（マックスバリュ等）でご利用いただけます（ほとんどの土曜・日曜・祝日の休日にもご利用いただけます）。セキュリティ機能に優れた「ICキャッシュカード」も、本支店の店内・店外および提携金融機関・コンビニ等のATMでご利用いただけます。
自動受取	給与、賞与、年金、配当金などのお受取りを自動的に、確実にご指定の口座にご入金します。
自動支払	公共料金、保険料、授業料、国税、各種クレジットなど、ご指定の口座から自動的にお支払します。
内国為替	当金庫の本支店はもちろん、全国各地の金融機関へのお振込やお取立をスピーディにお取り扱いしております。
ファームバンキング	パソコンを利用し、企業または個人と当金庫を接続することで、①預金残高や入出金の照会及び通知 ②他口座への振替、他行庫への振込等の資金移動 ③取引データの伝送（給与振込・総合振込のデータ受付）等のサービスをご提供いたします。
ホームバンキング	
アンサーサービス	
個人インターネットバンキング	インターネットを利用して残高照会、振込み、収納サービスなどがご利用できます。
法人インターネットバンキング	インターネットを利用して残高照会、振込み、収納サービス、データ伝送サービスなどがご利用できます。
でんさいネットサービス	しんきん電子記録債権サービスは、電子記録債権法に基づき、でんさいネットを利用して提供する新しい決済サービスです。
マルチペイメント（ペイジー）収納サービス	各種税金や公共料金などをパソコン、携帯電話で支払うことができるサービスです。
地方税統一QRコード	窓口およびATM（一部）にて、地方税統一QRコードを利用した電子納付（収納）が可能となるサービスです。
ペイジー口座振替受付サービス	口座振替収納をご利用になる企業の窓口等において、専用端末機を利用して、口座振替の受付から自動振替設定までを行うことができるサービスです（金融機関へ口座振替依頼書の提出が不要となります）。
デビットカード	全国のデビットカード加盟店で、現金の代わりにキャッシュカードを使用してお買い物ができます。代金は、お客様の口座から即座に引き落とされてお店に支払われます。
給与振込	毎月の給与や賞与をご指定の口座へ振り込みます。
総合振込	事前に総合振込依頼書を頂くことにより、ご指定日に多くの支払先へ送金します。
自動送金	家賃や駐車場代など、毎月一定日に送金できます。振込料もお得です。
健康サポートプラン	年金振込ご利用のお客様、及びご家族の方の生活をバックアップするため、電話による健康・医療相談、情報提供サービスが受けられます。
ToToチケット当せん金払い戻し業務	ToTo当せん金の払戻しはお近くのToToマークのある当金庫窓口でお取扱いいたします。
保険・共済販売業務	各種保険（定期保険、医療保険、終身保険、火災保険、フルハップ、まごころ共済等）のお取扱いをしております。
個人向け国債	国債は国が発行する信用度の高い債券です。ご購入については当金庫にご相談ください。

財務状況

直近5事業年度における主要な事業の状況

科 目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	
経 常 収 益	2,856,883	2,834,632	2,996,863	3,309,706	3,608,919	千円
経 常 利 益	555,738	511,422	488,798	616,721	542,393	千円
当 期 純 利 益	405,648	423,485	382,798	459,735	401,207	千円
出 資 総 額	1,089	1,072	1,077	1,093	1,108	百万円
出 資 総 口 数	21,789	21,460	21,577	21,863	22,173	千口
純 資 産 額	8,923	8,175	8,674	8,291	8,207	百万円
総 資 産 額	197,073	188,664	192,809	186,421	182,663	百万円
預 金 積 金 残 高	178,824	177,224	181,184	175,521	172,019	百万円
貸 出 金 残 高	101,762	104,484	106,904	108,620	113,745	百万円
有 価 証 券 残 高	23,067	24,467	24,359	27,581	26,949	百万円
単 体 自 己 資 本 比 率	10.19	10.57	10.71	11.38	11.12	%
出 資 に 対 す る 配 当 金	21	21	21	21	21	百万円
(配 当 率)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(2.0)	%
職 員 数	156	155	159	157	159	人

(注) 職員数には、役員及びパートは含まれておりません。

役職員一人当り・一店舗当り 預金・貸出金残高

(単位：百万円)

		2025年3月末	2026年3月末
役 職 員 数 (人)		164	166
役 職 員 一 人 当 り	預 金	1,070	1,036
	貸 出 金	662	685
店 舗 数 (店 舗)		16	16
一 店 舗 当 り	預 金	10,970	10,751
	貸 出 金	6,788	7,109

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2025年 3月末	2026年 3月末
(資産の部)		
現 金	2,122	2,594
預 け 金	42,793	34,032
有 価 証 券	27,581	26,949
国 債	8,801	9,215
地 方 債	3,030	1,883
短 期 社 債	—	—
社 債	6,678	7,085
株 式	517	654
そ の 他 の 証 券	8,553	8,111
貸 出 金	108,620	113,745
割 引 手 形	189	185
手 形 貸 付	8,922	9,938
証 書 貸 付	96,886	100,999
当 座 貸 越	2,621	2,620
そ の 他 資 産	1,553	1,617
未 決 済 為 替 貸	81	63
信 金 中 金 出 資 金	974	974
前 払 費 用	29	27
未 収 収 益	179	209
金 融 派 生 商 品	23	4
そ の 他 の 資 産	264	338
有 形 固 定 資 産	3,283	3,264
建 物	442	412
土 地	2,673	2,673
その他の有形固定資産	167	177
無 形 固 定 資 産	98	128
ソ フ ト ウ エ ア	90	120
その他の無形固定資産	8	8
前 払 年 金 費 用	528	649
繰 延 税 金 資 産	—	—
債 務 保 証 見 返	420	238
貸 倒 引 当 金	△581	△557
(うち個別貸倒引当金)	(△259)	(△219)
資 産 の 部 合 計	186,421	182,663

科 目	2025年 3月末	2026年 3月末
(負債の部)		
預 金 積 金	175,521	172,019
当 座 預 金	4,685	4,896
普 通 預 金	78,579	76,853
貯 蓄 預 金	126	135
通 知 預 金	1,467	629
定 期 預 金	84,790	83,613
定 期 積 金	4,694	4,588
そ の 他 の 預 金	1,177	1,302
借 用 金	592	524
借 入 金	592	524
そ の 他 負 債	673	705
未 決 済 為 替 借	59	63
未 払 費 用	99	197
給 付 補 填 備 金	0	2
未 払 法 人 税 等	102	81
前 受 収 益	105	119
払 戻 未 済 金	6	12
払 戻 未 済 持 分	6	4
職 員 預 り 金	179	167
金 融 派 生 商 品	—	—
そ の 他 の 負 債	115	56
賞 与 引 当 金	115	117
役 員 賞 与 引 当 金	10	11
退 職 給 付 引 当 金	—	—
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	181	155
睡眠預金払戻損失引当金	2	0
偶 発 損 失 引 当 金	11	16
繰 延 税 金 負 債	179	247
再評価に係る繰延税金負債	420	420
債 務 保 証	420	238
負 債 の 部 合 計	178,129	174,456

(純資産の部)		
出 資 金	1,093	1,108
普 通 出 資 金	1,093	1,108
利 益 剰 余 金	8,372	8,752
利 益 準 備 金	1,089	1,093
そ の 他 利 益 剰 余 金	7,282	7,658
特 別 積 立 金	2,475	2,475
(経営基盤強化積立金)	(250)	(250)
当 期 未 処 分 剰 余 金	4,807	5,183
処 分 未 済 持 分	△0	△0
会 員 勘 定 合 計	9,465	9,860
その他有価証券評価差額金	△2,239	△2,718
土 地 再 評 価 差 額 金	1,065	1,065
評価・換算差額等合計	△1,173	△1,653
純 資 産 の 部 合 計	8,291	8,207
負債及び純資産の部合計	186,421	182,663

■ 損益計算書

(単位：千円)

科 目	2024年度	2025年度
経 常 収 益	3,309,706	3,608,919
資 金 運 用 収 益	2,904,273	3,273,759
貸 出 金 利 息	2,457,405	2,732,682
預 け 金 利 息	137,057	196,704
有価証券利息配当金	291,630	322,473
その他の受入利息	18,179	21,898
役 務 取 引 等 収 益	192,141	202,090
受 入 為 替 手 数 料	89,784	91,097
その他の役務収益	102,357	110,992
そ の 他 業 務 収 益	52,329	35,286
外国為替売買益	—	—
国債等債券売却益	13	—
金融派生商品収益	12,442	—
その他の業務収益	39,873	35,286
そ の 他 経 常 収 益	160,961	97,782
貸倒引当金戻入益	24,061	14,274
償却債権取立益	23,545	8,440
株式等売却益	88,500	69,859
その他の経常収益	24,854	5,209
経 常 費 用	2,692,984	3,066,525
資 金 調 達 費 用	112,566	342,117
預 金 利 息	109,538	337,283
給付補填備金繰入額	322	2,376
借 用 金 利 息	1,767	1,577
その他の支払利息	937	880
役 務 取 引 等 費 用	393,648	416,830
支 払 為 替 手 数 料	31,111	31,207
その他の役務費用	362,536	385,623
そ の 他 業 務 費 用	184,822	221,446
国債等債券売却損	0	—
国債等債券償還損	183,225	200,124
金融派生商品費用	—	19,863
その他の業務費用	1,596	1,458

科 目	2024年度	2025年度
経 費	1,936,244	1,960,946
人 件 費	1,209,234	1,179,077
物 件 費	634,161	687,594
税 金	92,848	94,273
そ の 他 経 常 費 用	65,702	125,184
貸倒引当金繰入額	—	—
貸 出 金 償 却	40,780	96,648
株 式 等 売 却 損	—	—
株 式 等 償 却	—	—
そ の 他 資 産 償 却	—	71
そ の 他 の 経 常 費 用	24,922	28,464
経 常 利 益	616,721	542,393
特 別 利 益	19	—
固 定 資 産 処 分 益	19	—
そ の 他 の 特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	72	9
固 定 資 産 処 分 損	72	9
減 損 損 失	—	—
そ の 他 の 特 別 損 失	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益	616,669	542,384
法人税、住民税及び事業税	119,761	109,089
法 人 税 等 調 整 額	37,171	32,088
当 期 純 利 益	459,735	401,207
繰越金（当期首残高）	4,348,148	4,782,728
土地再評価差額金取崩額	—	—
当 期 未 処 分 剰 余 金	4,807,883	5,183,935

■ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	2024年度	2025年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	4,807,883	5,183,935
積 立 金 取 崩 額	—	—
剰 余 金 処 分 額	25,154	37,311
利 益 準 備 金	3,577	15,489
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金	21,577	21,822
(出 資 配 当 率)	(年2.0%)	(年2.0%)
特 別 積 立 金	—	—
(経 営 基 盤 強 化 積 立 金)	(—)	—
繰越金（当期末残高）	4,782,728	5,146,624

2025年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2026年6月26日

熊本信用金庫

理事長 井星 伸一

また、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、2025年度（第94期）決算の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、くまもと監査法人の監査を受けております。

貸借対照表の注記(2025年度)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 7年～50年
その他 2年～15年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は302百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異
各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理
- 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- 制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）
年金資産の額 1,796,855百万円
年金財政計算上の数理債務の額
と最低責任準備金の額との合計額 1,828,746百万円
差引額 △ 31,890百万円
- 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
（令和7年3月31日現在） 0.1614%
- 補足説明
上記①の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円及び別途積立金95,415百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金31百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることと算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 有形固定資産及び無形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 重要な会計上の見積り関係
会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 557百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の業績の見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 10百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 3,056百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。
なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 450百万円

危険債権額 1,603百万円

三月以上延滞債権額 ー百万円

貸出条件緩和債権額 ー百万円

合計額 2,054百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は185百万円であります。

21. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 200百万円

預け金 1百万円

担保資産に対応する債務

預金 677百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保、及び借入金524百万円の根担保・金庫長期固定担保として預け金6,000百万円を差し入れております。

22. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める近隣の公示価格、路線価等に合理的な調整を行って算出しております。

同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △820百万円

23. 出資1口当たりの純資産額370円13銭

24. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

また、外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスクの管理

当金庫は、融資規程及び信用リスク管理要領に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣も参加するリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況についても、融資部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総合企画部・資金証券課において、格付情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ② 市場リスクの管理

- (i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALM委員会等によって金利の変動リスク管理に努めております。

リスク管理要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会・ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期毎にALM委員会に報告しております。

- (ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに対応しております。

- (iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会・ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用基準に従い行われております。このうち、総合企画部・資金証券課では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は総合企画部・資金証券課を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

- (iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のうちの債券・投資信託、「預け金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、スティープ化（短期金利と長期金利の差が大きくなることをいい、将来の期間及び通貨ごとに金利変動幅が異なる）が生じた場合の経済価値は、3,094百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（※1）	34,032	34,935	903
(2) 有価証券	26,923	26,907	△ 16
満期保有目的の債券	805	789	△ 16
その他有価証券	26,118	26,118	—
(3) 貸出金（※1）	113,745		
貸倒引当金（※2）	△ 556		
	113,188	110,322	△ 2,866
金融資産計	174,144	172,165	△ 1,979
(1) 預金積金	172,019	172,099	79
(2) 借入金	524	495	△ 28
金融負債計	172,543	172,595	51

（※1）預け金、貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、過去3ヶ月間に行なった預け金の「預入れ実績利率を平均して求めた利率」で割り引いた現在価値を、時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26. から29. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、過去3ヶ月間に実行した貸出金の「貸出実績利率を平均して求めた利率」で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、過去3ヶ月間に受け入れた定期性預金の「受入実績利率を平均して求めた利率」を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利（スポットレート）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。なお、残存期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（※1）（※2）	22
組合出資金（※1）（※3）	978
合 計	1,000

（※1）非上場株式及び熊本地震事業再生支援投資事業有限責任組合については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（※2）当事業年度における減損処理はございません。

（※3）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24～16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれており、以下29. まで同様であります。
売買目的有価証券
該当ありません。

満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国 債	605	606	1
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	605	606	1
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	200	182	△ 17
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	200	182	△ 17
合 計		805	789	△ 16

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	602	162	439
	債 券	—	—	—
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	外国証券	207	200	7
	そ の 他	153	134	19
	小 計	963	496	466
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	29	29	△ 0
	債 券	17,378	19,593	△ 2,214
	国 債	8,610	10,092	△ 1,482
	地 方 債	1,683	1,800	△ 117
	短期社債	—	—	—
	社 債	7,085	7,699	△ 614
	外国証券	3,876	4,100	△ 223
	そ の 他	3,871	4,494	△ 623
	小 計	25,155	28,217	△ 3,062
合 計		26,118	28,714	△ 2,595

27. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当ありません。

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	85	69	—
債 券	—	—	—
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	—	—	—
外国証券	—	—	—
そ の 他	—	—	—
合 計	85	69	—

29. 減損処理を行った有価証券

有価証券で時価のあるもの（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
当事業年度における減損処理はございません。

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、25,296百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが5,733百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半

年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
役員退職慰労引当金	43百万円
貸倒引当金：個別評価	130
減価償却の償却超過額	19
賞与引当金繰入超過額	33
減損損失否認額	47
その他有価証券評価差額金	866
その他	76
繰延税金資産小計	1,217
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 1,158
評価性引当額 小計	△ 1,158
繰延税金資産 合計	58
繰延税金負債	
前払年金費用	183
その他有価証券評価差額金	123
繰延税金負債合計	306
繰延税金負債の純額	247

直近2事業年度における事業の状況

業務純益・業務粗利益

(単位：千円)

	2024年度	2025年度
業 務 純 益	530,961	578,150
実 質 業 務 純 益	530,961	578,150
コ ア 業 務 純 益	714,174	778,274
コア業務純益（投資信託解約損益を除く）	660,792	761,784
業 務 粗 利 益	2,457,707	2,530,742
資 金 運 用 収 支	2,791,707	2,931,642
資 金 運 用 収 益	2,904,273	3,273,759
資 金 調 達 費 用	112,566	342,117
役 務 取 引 等 収 支	△201,506	△214,740
役 務 取 引 等 収 益	192,141	202,090
役 務 取 引 等 費 用	393,648	416,830
そ の 他 業 務 収 支	△132,493	△186,159
そ の 他 業 務 収 益	52,329	35,286
そ の 他 業 務 費 用	184,822	221,446
業 務 粗 利 益 率（％）	1.32	1.38

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益（国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です）
4. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100

諸 比 率

(単位：％)

	2024年度	2025年度
総 資 金 利 鞘	0.43	0.49
資 金 運 用 利 回 り	1.56	1.78
資 金 調 達 原 価 率	1.13	1.29
総 資 産 経 常 利 益 率	0.32	0.28
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.24	0.21
預 貸 率（平 残）	60.39	63.63
〃（未 残）	61.88	66.12
預 証 率（平 残）	16.49	18.65
〃（未 残）	15.71	15.66

(注) 総資産経常（当期純）利益率＝ $\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

預貸率＝ $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金＋譲渡性預金}} \times 100$ 預証率＝ $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金＋譲渡性預金}} \times 100$

資金運用収支の内訳

		年 度	平均残高 (百万円)	利息 (千円)	利回り (%)
資 金 運 用 勘 定		2024年度	185,118	2,904,273	1.56
		2025年度	182,934	3,273,759	1.78
	う ち 貸 出 金	2024年度	108,048	2,457,405	2.27
		2025年度	112,277	2,732,682	2.43
	う ち 預 け 金	2024年度	46,579	137,057	0.29
		2025年度	36,764	196,704	0.53
	う ち 商 品 有 価 証 券	2024年度	－	－	－
		2025年度	－	－	－
	う ち 有 価 証 券	2024年度	29,515	291,630	0.98
		2025年度	32,918	322,473	0.97
資 金 調 達 勘 定		2024年度	179,725	112,566	0.06
		2025年度	177,167	342,117	0.19
	う ち 預 金 積 金	2024年度	178,906	109,861	0.06
		2025年度	176,428	339,659	0.19
	う ち 譲 渡 性 預 金	2024年度	－	－	－
		2025年度	－	－	－
	う ち 借 用 金	2024年度	631	1,767	0.28
		2025年度	563	1,577	0.28

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2024年度一百万円、2025年度一百万円)を控除して表示しております。

受取利息・支払利息の増減

(単位：千円)

	2024年度			2025年度		
	残高による影響	利率による影響	純増減	残高による影響	利率による影響	純増減
受 取 利 息	76,354	140,440	216,794	111,221	258,264	369,485
う ち 貸 出 金	52,773	36,347	89,120	98,597	176,679	275,276
う ち 預 け 金	△10,174	68,074	57,899	△20,684	80,331	59,647
う ち 商 品 有 価 証 券	-	-	-	-	-	-
う ち 有 価 証 券	33,630	36,111	69,741	33,308	△2,466	30,842
支 払 利 息	△561	83,501	82,940	△1,748	231,299	229,550
う ち 預 金 積 金	△359	83,509	83,149	△1,500	231,298	229,798
う ち 譲 渡 性 預 金	-	-	-	-	-	-
う ち 借 用 金	△190	△5	△195	△190	0	△190

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、按分しております。

預金業務・為替業務等

預金科目別残高(期末残高・平均残高)

(単位：百万円)

科 目	2025年3月末	2024年度	2026年3月末	2025年度
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
流 動 性 預 金	86,036	83,719	83,816	83,239
当 座 預 金	4,685	4,519	4,896	4,540
普 通 預 金	78,579	78,032	76,853	77,426
貯 蓄 預 金	126	127	135	117
通 知 預 金	1,467	541	629	650
そ の 他 の 預 金	1,176	497	1,302	503
定 期 性 預 金	89,484	95,187	88,202	93,189
定 期 預 金	84,790	90,241	83,613	88,691
定 期 積 金	4,694	4,945	4,588	4,497
合 計	175,521	178,906	172,019	176,428
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—

定期預金の内訳

(単位：百万円)

	2025年3月末	2026年3月末
固 定 金 利 定 期 預 金	84,777	83,600
変 動 金 利 定 期 預 金	13	13
そ の 他	0	0
合 計	84,790	83,613

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

	2025年3月末		2026年3月末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
個 人	123,332	70.3	120,384	70.0
一 般 法 人	44,064	25.1	46,496	27.0
金 融 機 関	834	0.5	71	0.1
公 金	7,289	4.1	5,067	2.9
合 計	175,521	100.0	172,019	100.0

内国為替取扱実績

(単位：百万円)

	2024年度		2025年度	
	送金振込	代金取立	送金振込	代金取立
仕 向 為 替	137,320	0	142,107	18
被 仕 向 為 替	160,703	10	165,658	10

自動機器設置状況

2026年3月末

(単位：台)

	店 内	店 外	(うち共同)	合 計
A T M	23	8	8	31
C D	—	—	—	—
合 計	23	8	8	31

融資業務等

貸出金 科目別残高(期末残高・平均残高)

(単位：百万円)

科 目	2025年3月末	2024年度	2026年3月末	2025年度
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
割 引 手 形	189	245	185	217
手 形 貸 付	8,922	8,789	9,938	9,510
証 書 貸 付	96,886	96,630	100,999	100,083
当 座 貸 越	2,621	2,382	2,620	2,465
合 計	108,620	108,048	113,745	112,277

貸出金 金利別および会員・会員外別残高

(単位：百万円)

	2025年3月末	2026年3月末
貸 出 金	108,620	113,745
変 動 金 利	50,096	53,926
固 定 金 利	58,524	59,818
会 員	91,420	96,247
会 員 外	17,200	17,497

代理貸付残高

(単位：百万円)

種 類	2025年3月末	2026年3月末
信 金 中 央 金 庫	407	229
日 本 政 策 金 融 公 庫 (中 小)	—	—
日 本 政 策 金 融 公 庫 (国 金)	0	0
福 祉 医 療 機 構	3	1
住 宅 金 融 支 援 機 構	1,560	1,444
そ の 他	59	65
合 計	2,031	1,740

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

	2024年度		2025年度	
	期末残高	期中増減	期末残高	期中増減
一 般 貸 倒 引 当 金	322	△15	337	15
個 別 貸 倒 引 当 金	259	△14	219	△40
合 計	581	△29	557	△24

(注) 1.当金庫では、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

2.引当金の増減の内訳や業種別の引き当て状況につきましては、パーゼルⅢ第3の柱に係る開示事項として、P.57にも記載しております。

貸出金償却額

(単位：千円)

	2024年度	2025年度
貸 出 金 償 却 額	40,780	96,648

貸出金 業種別・使途別残高と総額に占める割合

(単位：先、百万円、%)

業種別区分		2025年3月末			2026年3月末		
		貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業		118	2,591	2.4	111	2,921	2.6
農 業 、 林 業		28	147	0.1	31	165	0.1
漁 業		1	5	0.0	1	4	0.0
鉱 業、採 石 業、砂 利 採 取 業		0	0	0.0	0	0	0.0
建 設 業		831	11,373	10.5	838	11,208	9.9
電 気、ガ ス、熱 供 給、水 道 業		10	177	0.2	9	125	0.1
情 報 通 信 業		25	228	0.2	26	176	0.2
運 輸 業 、 郵 便 業		49	977	0.9	51	898	0.8
卸 売 業 、 小 売 業		542	10,627	9.8	518	10,845	9.5
金 融 業 、 保 険 業		34	2,558	2.4	31	2,469	2.2
不 動 産 業		468	29,885	27.5	480	34,312	30.2
物 品 賃 貸 業		13	380	0.3	14	379	0.3
学術研究、専門・技術サービス業		74	612	0.6	84	700	0.6
宿 泊 業		6	87	0.1	8	136	0.1
飲 食 業		299	3,009	2.8	287	2,808	2.5
生活関連サービス業、娯楽業		254	2,439	2.2	245	2,228	2.0
教 育 、 学 習 支 援 業		28	442	0.4	27	444	0.4
医 療 ・ 福 祉		54	988	0.9	63	1,032	0.9
そ の 他 の サ ー ビ ス		324	2,532	2.3	312	2,496	2.2
小 計		3,158	69,066	63.6	3,136	73,356	64.5
地 方 公 共 団 体		5	11,082	10.2	5	11,269	9.9
個 人(住宅・消費・納税資金等)		6,145	28,471	26.2	6,010	29,119	25.6
合 計		9,308	108,620	100.0	9,151	113,745	100.0
使 途 別	設 備 資 金	－	53,477	49.2	－	57,179	50.3
	運 転 資 金	－	55,143	50.8	－	56,565	49.7

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金および債務保証見返の担保別残高

(単位：百万円)

担 保 の 種 類	2025年3月末		2026年3月末	
	貸出金	債務保証見返	貸出金	債務保証見返
当 金 庫 預 金・積 金	1,890	3	1,939	3
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	33,770	357	36,660	183
そ の 他	—	—	—	—
計	35,660	360	38,600	186
信 用 保 証 協 会・信 用 保 険	26,497	—	26,620	—
保 証	12,478	—	12,816	—
信 用	33,984	59	35,707	52
合 計	108,620	420	113,745	238

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分	2025年3月末	2026年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	373	450
危険債権	1,603	1,603
要管理債権	—	—
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	—	—
小 計 (A)	1,976	2,054
保 全 額 (B)	1,799	1,864
個別貸倒引当金 (C)	256	218
一般貸倒引当金 (D)	—	—
担保・保証等 (E)	1,543	1,645
保 全 率 (B) / (A)	91.05	90.78
引 当 率 ((C) + (D)) / ((A) - (E))	59.16	53.62
正 常 債 権 (F)	107,145	112,023
総 与 信 残 高 (A) + (F)	109,122	114,077
金融再生法上の不良債権比率(A)／((A)+(F))	1.81	1.80

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）です。

有価証券等

有価証券の種類別期末残高・平均残高

(単位：百万円)

科 目	2025年3月末	2024年度	2026年3月末	2025年度
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	8,801	8,776	9,215	13,152
地 方 債	3,030	3,095	1,883	2,551
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	6,678	6,833	7,085	7,381
株 式	517	200	654	202
外 国 証 券	3,990	4,289	4,083	4,299
その他の証券	4,563	6,320	4,028	5,330
合 計	27,581	29,515	26,949	32,918

商品有価証券の種類別平均残高

該当ございません。

有価証券の種類別・残存期間別残高

2025年3月末

(単位：百万円)

科 目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	3,498	609	—	—	—	4,694	—	8,801
地 方 債	1,298	496	191	186	857	—	—	3,030
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	690	476	3,190	2,061	259	—	6,678
株 式	—	—	—	—	—	—	517	517
外 国 証 券	—	—	288	—	—	—	—	288
その他の証券	186	467	273	3,261	163	3,701	210	8,264

2026年3月末

(単位：百万円)

科 目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	3,490	605	198	—	287	4,633	—	9,215
地 方 債	99	492	186	179	925	—	—	1,883
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	298	490	2,542	2,694	816	241	—	7,085
株 式	—	—	—	—	—	—	654	654
外 国 証 券	—	193	93	—	—	—	—	287
その他の証券	154	246	1,264	2,148	—	3,796	214	7,824

有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券 該当ございません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	2025年3月末			2026年3月末		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	609	616	7	605	606	1
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	609	616	7	605	606	1
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	3,498	3,486	△11	—	—	—
	地 方 債	200	193	△6	200	182	△17
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	3,698	3,680	△17	200	182	△17
合 計		4,307	4,297	△10	805	789	△16

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 該当ございません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	2025年3月末			2026年3月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	495	177	317	602	162	439
	債 券	401	400	1	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	401	400	1	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	外 国 証 券	—	—	—	207	200	7
	そ の 他	30	25	4	153	134	19
	小 計	927	603	324	963	496	466
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	29	29	△0
	債 券	13,801	15,092	△1,290	17,378	19,593	△2,214
	国 債	4,694	5,491	△797	8,610	10,092	△1,482
	地 方 債	2,428	2,500	△71	1,683	1,800	△117
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	6,678	7,099	△421	7,085	7,699	△614
	外 国 証 券	3,990	4,300	△309	3,876	4,100	△223
	そ の 他	4,528	5,404	△875	3,871	4,494	△623
	小 計	22,319	24,796	△2,476	25,155	28,217	△3,062
合 計		23,247	25,399	△2,152	26,118	28,714	△2,595

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	2025年3月末	2026年3月末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	22	22
組合出資金	4	3
合計	26	25

商品有価証券

該当ございません。

金銭の信託の時価情報

該当ございません。

デリバティブ取引

1. 金利関連取引 該当ございません。
2. 通貨関連取引 該当ございません。
3. 株式関連取引 該当ございません。
4. 債券関連取引 該当ございません。
5. 商品関連取引 該当ございません。
6. クレジット・デリバティブ取引

(単位：百万円)

		2024年度				2025年度			
		契約額等	契約額のうち 1年超のもの	時 価	評価損益	契約額等	契約額のうち 1年超のもの	時 価	評価損益
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ	516	516	23	12	314	140	4	△19
	売 建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買 建	516	516	23	12	314	140	4	△19

- (注) 1. 上記取引については2021年度より時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
2. 時価は、割引現在価値等により算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。
4. クレジット・デフォルト・オプション取引は該当ありません。

主な手数料のご案内

お 取 り 扱 い 内 容 と 金 額					
C D ・ A T M利用手数料					
お 取 引 金 融 機 関			平 日		土曜・日曜・祝日
			8:45~18:00	18:00~稼動終了	9:00~稼動終了
当 金 庫 A T M	当金庫取引のお客様	出金	無料	110円	110円
		入金	無料	110円	110円
	他信用金庫取引のお客様	出金	無料	110円	110円
		入金	無料	110円	110円
	信用金庫取引以外のお客様	出金	110円	220円	220円
		入金	110円	220円	220円
共 同 A T M	当金庫・熊本第一・熊本中央 信用金庫取引のお客様	出金	無料	110円	110円
		入金	無料	無料	無料

自己宛小切手発行手数料	(1通につき)	550円
普通預金入金取次帳（大伝票・100枚綴り）	(1冊につき)	1,100円
各種証明書発行手数料	預金関連 (1通当り)	550円
当金庫規定外帳票での証明書発行手数料	(1件につき)	1,100円
各種再発行手数料	通帳、証書、キャッシュカード等 (1通当り)	2,200円
異議申立て預託金受入手数料	(1件につき)	1,100円
保護預り手数料		無 料
個人情報開示請求基本手数料	(1件につき)	1,650円
個人情報開示請求に伴うコピー代	(1枚につき)	22円
税務調査関係等コピー代	(1枚につき)	22円
両替手数料	手数料は枚数により異なります。詳細はホームページにてご確認ください。	
硬貨整理手数料	手数料は枚数により異なります。詳細はホームページにてご確認ください。	
未利用口座管理手数料	口座残高が10,000円未満かつ2年以上不稼働口座 （普通預金・貯蓄預金）が対象となります。	(年間) 1,320円
相続財産管理人等の口座開設手数料	(1件につき)	11,000円

手数料には消費税（税率10%）を含みます。

為替手数料一覧

種 別		金額区分		当店宛		当金庫本・支店宛	他行庫宛
振込手数料（窓口） （1件につき）	電信扱	5万円未満	非会員 会 員	330円	330円	660円	
				220円	220円	550円	
		5万円以上	非会員 会 員	550円	550円	880円	
				330円	330円	660円	
	文書扱	5万円未満	非会員 会 員	上記同様 （付帯物件がある場合のみ取扱）			
		5万円以上	非会員 会 員				
総合振込 手数料（1件につき）		5万円未満	非会員 会 員	165円	165円	660円	
				110円	110円	440円	
		5万円以上	非会員 会 員	330円	330円	880円	
				220円	220円	660円	
A T M当金庫キャッシュカード振込手数料 （1件につき）		5万円未満	非会員 会 員	80円	80円	330円	
				55円	55円	220円	
		5万円以上	非会員 会 員	110円	165円	550円	
				80円	80円	330円	
A T M他行庫キャッシュカード振込手数料 （1件につき）		5万円未満 5万円以上	会員・員外 区別なし	110円	110円	440円	
				330円	330円	660円	
A T M現金振込手数料（1件につき）		5万円未満 5万円以上	会員・員外 区別なし	110円	220円	550円	
				330円	440円	770円	
個人インターネットバンキング テレホンバンキング 振込手数料（1件につき）		5万円未満	非会員 会 員	無料	80円	330円	
					無料	220円	
		5万円以上	非会員 会 員	無料	110円	440円	
					無料	330円	
法人インターネットバンキング ファームバンキング ホームバンキング 振込手数料（1件につき）		5万円未満	非会員 会 員	無料	80円	330円	
					無料	220円	
		5万円以上	非会員 会 員	無料	110円	440円	
					無料	330円	
為替自動振込サービス手数料 （1件につき）		5万円未満	非会員 会 員	110円	165円	440円	
				80円	110円	330円	
		5万円以上	非会員 会 員	110円	220円	550円	
				80円	110円	440円	
代金取立手数料（1件につき）				無料	無料	電子交換所 440円	
個別取立（1件につき）				1,100円			
送金・振込 組戻手数料（1件につき）			非会員 会 員	330円	330円	880円	
				220円	220円	660円	
その他の手数料（1件につき）		取立手形 組戻料	非会員 会 員	880円			
				660円			
		取立手形 店頭呈示料	非会員 会 員	880円			
				660円			
		不渡手形 返却料	非会員 会 員	880円			
				660円			
法人インターネットバンキング（データ伝送サービス）、 ファームバンキングサービス 利用手数料（月額基本料金）				（1顧客につき） 3,300円			
法人インターネットバンキング（オンラインサービス）、 ホームバンキングサービス利用手数料（月額基本料金）				専用電話（H U）利用		（1顧客につき） 1,100円	
				パソコン利用			
アンサー利用手数料（月額基本料金）		照会サービス					無料
		通知サービス					無料
給与（賞与）振込手数料（窓口にて他行庫宛1件につき）			220円				
総合振込、給与振込依頼書基本手数料（1枚につき）			220円				
振込内容変更手数料（1枚につき）			660円				

手数料には消費税（税率10%）を含みます。

でんさいサービス手数料一覧

サービス基本手数料(月額)

ご利用内容		基本手数料金額(消費税込)
基本手数料(月額)	債務者利用あり ※	1,100円
	債権者利用のみ	無料
	保証利用限定	無料

※熊本しんきん法人インターネットバンキングサービスをご利用いただいているお客様は、基本手数料は無料となります。
ただし、その場合も別途、熊本しんきん法人インターネットバンキングサービスの月額基本手数料は必要です。

取引手数料(各取引1件あたりのご利用手数料) ※

取 引 項 目		手数料金額 (消費税込)
発生記録(債務者請求方式)	(利用者の端末より)	330円
発生記録(債権者請求方式)	(利用者の端末より)	330円
譲渡記録	(利用者の端末より)	330円
分割(譲渡)記録	(利用者の端末より)	330円
保証記録	(利用者の端末より)	330円
支払等記録(口座間送金決済以外)	書面(金庫がオンラインで請求)	330円
変更記録(債権内容に係る場合)	(利用者の端末より)	330円
	書面(でんさいへ請求するもの)	4,400円
開示	通常開示(利用者の端末より)	無料
	特例開示(書面にてでんさいへ請求)	4,400円
	残高開示/残高証明書(書面にてでんさいへ請求)	4,400円
支払不能情報照会	書面(書面にてでんさいへ請求)	3,300円
口座間送金決済取消	書面(利用者からの申し出)	1,100円
でんさい割引記録	(利用者の端末より)	330円

※当金庫は、基本的に代行処理を行いません。ただし、お客様のPC等の端末が、故障等によりインターネット環境を利用出来なくなった場合に限り、例外的に当金庫が代行して各種手続を行います。その場合は、別途代行手数料が必要となります。
(詳しくは当金庫ホームページをご覧ください)

くましの歩み

大正 昭和	12年 8月29日	当時の高橋守雄熊本市長を中心に政財界有志が発起人となり、市民のための貯蓄機関として、熊本市の産業及び経済の円滑な発達を目的として有限責任熊本市信用組合を設立
	9年 1月10日	新組合設立を条件に発展的解消をなし、新たに産業組合法による有限責任熊本市昭和信用組合を設立
	18年 4月 1日	市街地信用組合法により熊本市昭和信用組合に組織変更
	23年10月30日	熊本市信用組合と名称変更
	25年 4月 1日	中小企業等協同信用組合法公布により同法に基づく信用組合に組織を変更
	26年 9月18日	二本木支店開設
	26年10月20日	信用金庫法施行により熊本市信用金庫に組織変更
	29年 6月23日	川尻支店開設
	35年12月15日	水前寺支店開設
	37年 8月16日	宇土市、飽託郡、宇土郡、下益城郡まで営業区域を拡張
	37年10月 1日	営業区域の拡張に伴い熊本信用金庫に名称変更
	39年 3月17日	八代市、八代郡、上益城郡まで営業区域を拡張
	39年 7月 1日	健軍支店開設
	40年12月 5日	子飼支店開設
	44年 8月 4日	菊池郡まで営業区域を拡張
	45年 3月30日	託麻支店開設
	45年 6月 9日	山鹿市、阿蘇郡、鹿本郡まで営業区域を拡張
	46年 8月14日	菊池市まで営業区域を拡張
	47年 9月25日	南熊本支店開設
	47年12月23日	総預金量100億円突破
	49年11月27日	県庁前支店開設
	51年 1月23日	しんきんオンライン開始
	53年 3月28日	新外支店開設
	53年 5月31日	総預金量300億円突破
	53年 9月28日	上熊本支店開設
	54年12月20日	日本銀行歳入代理店業務取扱い開始
	55年 3月26日	秋津支店開設
	55年12月10日	薄場支店開設
	56年10月15日	新本店完成・落成式
	56年12月23日	江津支店開設
	56年12月31日	総預金量500億円突破
	57年12月 1日	新地支店開設
	58年11月15日	御幸田迎支店開設
	59年11月26日	長嶺支店開設
	59年12月 1日	全信連(信金中金)と外国為替取次契約締結
	60年11月25日	渡鹿支店開設
	61年 5月19日	玉名市、玉名郡まで営業区域を拡張
	62年10月20日	宇土支店開設
	63年11月28日	菊陽支店開設
平成	元年12月26日	総預金量1,000億円突破
	2年 3月26日	合志支店開設
	3年 3月 8日	全店得意先係ハンディ端末機の携帯による渉外活動開始
	5年 9月20日	飛田支店開設
	5年10月24日	くましん三訓「変革・誠実・感謝」を制定
	6年10月 1日	能力主義新人事制度を導入
	8年 6月24日	パソコンによる「くましんネットワーク」完成
	9年 4月 1日	スターオフィスによる金庫内電子メール開始
	10年12月 1日	投資信託の窓口販売開始
	12年 9月25日	「住宅・個人ローン相談センター」を開設
	14年11月15日	母店・サテライト制を導入
	15年 2月 4日	本部に「経営サポートチーム」発足
	22年11月12日	「託麻支店」「渡鹿支店」2店舗終了し、それぞれ「長嶺支店」「子飼支店」へ業務を統合
	23年10月21日	「水前寺支店」を終了し、本店営業部へ業務を統合
	25年 2月18日	「しんきんでんさいネットサービス」を開始
	26年 5月19日	「二本木支店」と「薄場支店」を統合し、新店舗「西部支店」を開設
	28年 1月31日	総預金量1,500億円突破(月末基準)
	28年 3月22日	「川尻支店」を店舗移転
	29年 8月 3日	荒尾市まで営業区域を拡張
	29年11月17日	「県庁前支店」を終了し「健軍支店」へ業務を統合
令和	30年 3月 1日	「くましんビジネスサポートプラザ(BSP)」開設
	30年 5月18日	「飛田支店」を終了し「新地支店」へ業務を統合。新店舗「新地支店」を開設
	元年 7月22日	「経営サポートチーム」を融資部から独立させ「経営支援室」発足
	2年12月31日	総融資量1,000億円突破(月末基準)
	5年 8月29日	創立100周年を記念して、初めてのオリジナルキャラクター「バーリー & モーリー」誕生。

信金中央金庫

～信用金庫の「中央金融機関」～

会社概要

創立

信金中央金庫（略称：信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。

経営理念

信用金庫の中央金融機関として、信用金庫業界の発展につとめ、もってわが国経済社会の繁栄に貢献する。

上場

2000年に東京証券取引所に優先出資証券を上場しました（証券コード8421）。

資金量

30兆円



会員数

254金庫



役職員数

1,324人



拠点数

国内14拠点
海外5拠点



親会社株主に帰属する
当期純利益

430億円



連結自己資本比率

21.95%



※2026年5月1日付で「ホーチミン駐在員事務所」を開設したことに伴い、2026年5月末時点の海外拠点数は6拠点となります（海外グループ会社を含む）。

2026年3月末時点

事業内容

信金中金は、信用金庫の中央金融機関として、信用金庫が個別に行うことが困難、または非効率である業務を補完していることに加え、信用金庫の収益力向上や健全性確保に向けたサポートのほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持につとめています。

また、個別金融機関として、全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した豊富な資金を、国内外の金融市場における様々な商品等に投資を行っているほか、事業会社・地方公共団体などへの貸出により運用しております。



外部格付の状況

信金中金は、邦銀トップクラスの格付を有しております。

格付会社	長期	アウトルック	短期
ムーディーズ	A 1	安定的	P-1
S&Pグローバル・レーティング	A	安定的	A-1
格付投資情報センター	A +	ポジティブ	—
日本格付研究所	A A	安定的	—

2026年3月末時点

中期経営計画「SCB戦略2025」



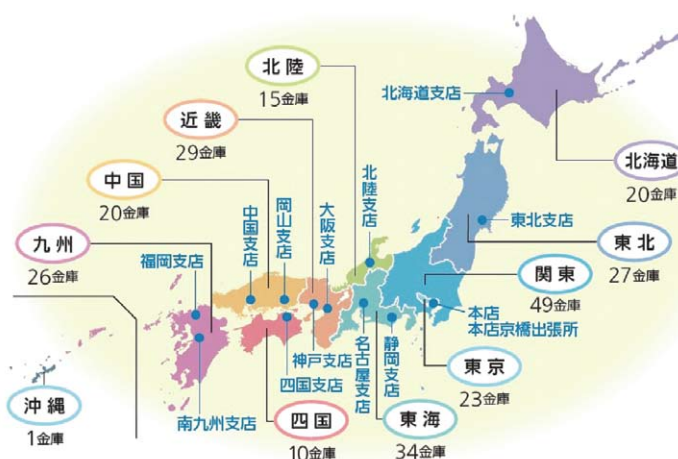
信用金庫と信金中央金庫のネットワーク

日本全国に所在する254の信用金庫は約7,000店舗のネットワークを形成しているほか、約161兆円の預金量を擁しており、わが国の金融業界の中で重要な地位を占めています。

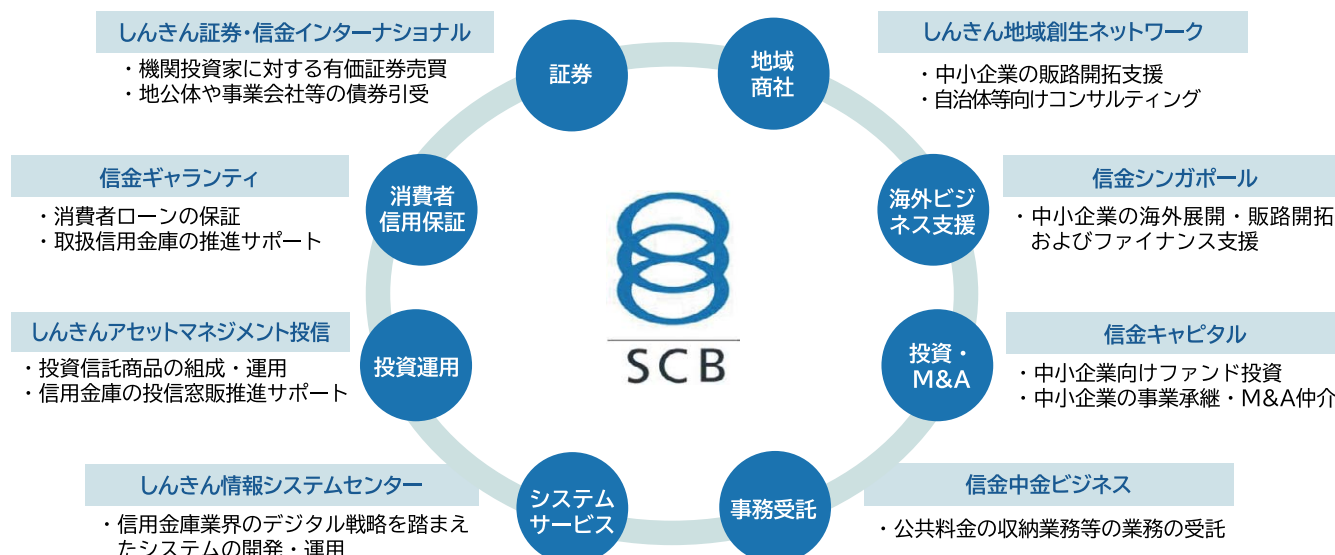
また、信金中金グループは、信金中金およびグループ会社9社で構成されており、全国の信用金庫と連携しつつグループ一体となって幅広いソリューションを提供しています。

海外には5拠点を※を設け、現地銀行とも連携し、信用金庫取引先の海外進出などを支援しています。

※ 2026年5月1日付で「ホーチミン駐在員事務所」を開設したことに伴い、2026年5月末時点の海外拠点数は6拠点となります（海外グループ会社を含む）。



グループ会社の紹介



自己資本の充実の状況等について

① 自己資本調達手段の概要

(詳細につきましては、P.53をご参照下さい。)

損失吸収能力の強化や過度のリスクテイク抑制等、金融機関の健全性を維持するために導入された新たな規制の枠組みであるバーゼルⅢは、自己資本の額について、コア資本に係る基礎項目から、それ等に関する調整項目を控除したものと定義しております。当金庫の2026年3月末に於けるコアの資本額は、主に当金庫が自ら積み立てた内部留保の額等と、地域のお客様からの出資金で構成された基礎項目の額から、無形固定資産や前払年金費用等の調整項目の額を控除したものです。

② 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

(詳細につきましては、P.54～55をご参照下さい。)

当金庫は、これまで内部留保による積み上げを行なうことで自己資本を充実させ、十分な経営の健全性・安全性を確保してまいりました。また、将来の自己資本充実策につきましても、年度ごとの収支計画に基づいて策定されます業務推進計画の達成に邁進し、その結果として得られる利益の中から資本を積み上げることを、第一義的な資本増強策と位置付けております。

③ 信用リスクに関する項目

(詳細につきましては、P.56～64をご参照下さい。)

(イ) リスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク」とは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことを言います。当金庫では、管理すべき複数のリスクの中で、「信用リスク」は最も重要なリスクの一つであると認識しており、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「融資規程」や「信用リスク管理要領」を制定して、全ての役員に理解と遵守を促すとともに、「信用リスク」を確実に認識、把握する管理態勢を構築しております。また、「信用リスク」の評価、管理の手段である自己査定につきましても、「自己査定規程」をはじめとする当金庫規程に基づいて厳格に実施しており、適正な償却・引当による貸出資産等の実態を把握・管理しております。さらに自己査定の結果は、小口多数取引の推進によるリスクの分散、債務者区分別・業種別・特定顧客別等を基準とする与信集中リスク

の回避策にも活用しております。

尚、一連の「信用リスク」管理の状況につきましては、毎月のリスク管理委員会やALM委員会で報告・協議・検討を行っており、経営陣への報告態勢も構築しております。又、貸倒引当金につきましては、「資産の自己査定基準」及び「償却・引当の基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正かつ厳格な計上に努めております。

(ロ) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等につきましては、投資有価証券について、国内有価証券には「R&I」と「JCR」の何れかを、外国有価証券については「Moody's」と「S&P」の何れかを採用することを基本としている以外、適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・ R&I (株式会社格付投資情報センター)
- ・ JCR (株式会社日本格付研究所)
- ・ Moody's (ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク)
- ・ S&P (S&Pグローバル・レーティング)

④ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

(詳細につきましては、P.65をご参照下さい。)

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保・不動産担保・有価証券担保・保証などがそれに該当します。当金庫では、融資案件の取上げに際し、資金使途・返済原資・財務内容・事業環境・経営者の資質など、さまざまな角度から与信の可否を判断しており、各種の担保や保証による保全措置は、あくまで補完的な位置付けと認識しております。そのため、担保又は保証に過度に依存しない融資の取上げ姿勢を明確にする目的で、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立」や「経営者保証に関するガイドライン」に則り、経営者保証に過度に依存しない融資の一層の促進に努めております。但し、与信審査の結果、どうしても担保又は保証が必要と認められる場合においては、お客様への十分な説明とご理解を求めたうえの契約を行う等の適切な取扱いを遵守するよう努めております。なお、当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金・不動産・有価証券等、保証には、人

的保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証等がありますが、その手続きにつきましては、金庫が定める「貸出事務取扱要領」に基づく、適切な事務取扱い及び適正な評価を行い、お客様への十分な説明とご理解を頂いた上で、ご契約いただく等適切な取扱いに努めております。

また、手形貸付・割引手形（電子記録債権割引を含む）・証書貸付・当座貸越・債務保証等の取引において、お客様が期限の利益を失われるような事態が生じた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この場合、金庫が定める「貸出事務取扱要領」や各種約定書に基づき、法的に有効である旨を確認の上、信用リスク削減方法の一つとして、事前の通知や諸手続きを省略して当該貸出等取引により生じた債権に充当いたします。なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法の対象には、適格担保としての自金庫預金積金・保証等が該当しますが、そのうち保証に関する信用度の評価につきましては、政府関係機関、しんきん保証基金等の民間保証会社が保証している保証債権について、保証される部分に限り、保証先のリスク・ウェイトを適用しております。又、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しましては、特に業種やエクスポージャーの種類に過度に偏ることがないよう、分散にも配慮しております。

⑤ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

（詳細につきましては、P.65をご参照下さい。）

当金庫はオリジネーターとして、2019年3月に株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という）が組成した「シンセティック型CLO」に参加し、当金庫の複数の事業者向け貸出債権（原債権）を証券化しております。原債権については、当金庫の自己査定基準に従って、事後的モニタリングを実施し、原債権の債務者の債務不履行発生等（CDS契約におけるクレジット・イベントの発生）の際、関係者に必要な報告を行う等、他の貸出金等と同等に与信管理を適切に行うことで個別債務者の信用リスクを管理しております。本派生商品取引は、取引の相手方である公庫が支払不能になることにより損失を被る可能性がある信用リスクが内包されています。

なお、長期決済期間取引は該当ありません。

（注）「シンセティック型CLO」とは、証券化対象債権を譲渡（オフ・バランス化）せず、「クレジット・デフォルト・スワップ契約」という一種の損失補償契約により当該債権のデフォルトリスクだけを他に移転する証券化取引です。

⑥ 証券化エクスポージャーに関する事項

（詳細につきましては、P.66をご参照下さい。）

（イ）リスク管理の方針及び手続の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や、企業が保有する不動産などの資産価値を裏付に証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。一般的には、証券の裏付となる原資産の保有者である「オリジネーター」と、証券を購入する側である「投資家」に大別されますが、当金庫におきましては、2026年3月末において、双方とも該当する有価証券の保有はございません。また、当該証券投資に係るリスクの認識につきましては、市場動向・裏付資産の状況・時価評価・適格格付機関が付与する格付情報などによりその状況を把握し、適切なリスク管理に努めることとしております。なお、証券化商品への投資は、有価証券に係る投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定し、取引にあたっては当金庫が定める「余資運用基準」及び「同細則」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行うこととしております。

（ロ）証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

（ハ）証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理につきましては、当金庫が定める「余資運用基準」及び「同細則」、及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

（ニ）証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等につきましては、「投資家」としての立場で保有する受益証券に対して、国内のものについては「R&I」と「JCR」の何れかを、外国のものについては「Moody's」と「S&P」の何れかを採用することを基本としている以外、適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・ R&I（株式会社格付投資情報センター）
- ・ JCR（株式会社日本格付研究所）

- ・ Moody's (ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)
- ・ S&P (S&Pグローバル・レーティング)

7

オペレーショナル・リスクに関する項目

(詳細につきましては、P.54～55をご参照下さい。)

(イ) リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、オペレーショナルリスクについて、事務リスク・システムリスク・法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク等を含む幅広いリスクと捉え、管理体制や管理方法に関する基本方針を定め、確実にリスクを認識・評価しております。これらのリスクに関しましては、必要に応じてリスク管理委員会で協議・検討を行うとともに、経営陣への報告態勢も整備しております。

(ロ) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の概要

- ①算出に使用する手法の名称
当金庫は「標準的計測手法」を採用しております。
- ②BIの算出方法
BIは、金利要素（預金業務等の規模）、役務要素（役務取引等の規模）、金融商品要素（金融商品取引の規模）の直近3年間の平均値を求め、各要素を合計して算出します。
- ③ILMの算出方法
ILMは、自己資本比率告示第306条に基づき「1」を使用しています。
- ④オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。
- ⑤オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無
該当ありません。

8

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

(詳細につきましては、P.66をご参照下さい。)

上場株式・上場優先出資証券・株式関連投資信託等に係るリスクの認識につきましては、日次ベースでの時価評価に加え、毎月末時点で「VaR」の手法を用いたリスク量の計測によって、最大予想損失額を把握し、自己資本額の一定割合を基準に定めた許容リスク上限額の範囲内にあるかどうかの検証を行うとともに、定期的に常勤理事会に代表される経営陣への報告を行っております。

一方、非上場株式等上記以外につきましても、その状況について、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理につきましては、当金庫が定める「余資運用基準」及び「同細則」、及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

9

銀行勘定における金利リスクに関する事項

(詳細につきましては、P.67をご参照下さい。)

(イ) リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値（現在価値）や、貸出金や借入金の金利差などから得られる将来収益（金利収益）が変動するリスクをいい、当金庫におきましては、定期的な計測・評価を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクや、金利更改等を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度などについて、ALM委員会で協議検討をするとともに、経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(ロ) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

銀行勘定の金利リスクは、保有する資産や負債等の将来キャッシュ・フローを推定し計測しています。

そのうち、流動性預金の満期の認識については
(ア)過去5年の最低残高
(イ)過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高
(ウ)現在高の50%相当額
以上3つのうち、最小の額を上限としたものをコア預金（平均期間2.5年）と認識し、金利リスクを算定しております。

(ハ) 金利リスク

定量的事項で開示している金利リスクは、金利ショック下の銀行勘定の現在価値変動（ Δ EVE）を示しています。

バーゼル規制第二の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）として、過度に金利リスクを取っている金融機関を抽出するための「重要性テスト」があります。これは金融庁指定のシナリオに基づく Δ EVEのコア資本に対する比率を算定し、金融庁が結果をモニタリングするもので、当庫の Δ EVEについては、指定のシナリオのうちスティープ化（短期金利と長期金利の差が大きくなることをいい、将来の期間及び通貨ごとに金利変動幅が異なる）の Δ EVEが最大値となります。

単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	2025年3月末	2026年3月末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	9,444	9,838
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,093	1,108
うち、利益剰余金の額	8,372	8,752
うち、外部流出予定額 (△)	21	21
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	334	354
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	334	354
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,778	10,193
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	71	93
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	71	93
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	528	649
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	600	742
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	9,177	9,451
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	75,935	79,949
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,684	5,039
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	80,620	84,989
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	11.38%	11.12%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2.定量的な開示事項

(1)自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2025年3月末		2026年3月末	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの額の合計額	75,935	3,037	79,949	3,197
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	72,063	2,882	75,640	3,025
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	9	0	9	0
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	7,721	308	6,048	241
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	550	22	550	22
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け（うち特定貸付債権向けを含む）	12,630	505	12,587	503
うち特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	10,606	424	11,549	461
トランザクター向け	284	11	271	10
不動産関連向け	35,191	1,407	39,064	1,562
自己居住用不動産等向け	6,404	256	6,067	242
賃貸用不動産向け	17,532	701	22,193	887
事業用不動産関連向け	11,245	449	10,742	429
その他不動産関連向け	9	0	61	2
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
延滞等向け	1,291	51	1,662	66
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	175	7	129	5
取立未済手形（未決済為替貸残）	16	0	12	0
信用保証協会等による保証付	523	20	672	26
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	203	8	283	11
上記以外	3,692	147	3,620	144
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,308	52	1,267	50
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	68	2	88	3
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	2,315	92	2,264	90
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—

(単位：百万円)

		2025年3月末		2026年3月末	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
③	リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	3,860	154	4,304	172
	ルック・スルー方式	3,860	154	4,304	172
	マンドート方式	—	—	—	—
	蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
	蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
	フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
	④未決済取引	—	—	—	—
	⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額（簡便法）		11	0	5	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—
□	オペレーショナルリスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	4,684	187	5,039	201
	BI	3,123		3,359	
	BIC	374		403	
ハ．単体リスク・アセットの額の合計額及び単体総所要自己資本額（イ＋□）		80,620	3,224	84,989	3,399

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		2025年 3月末	2026年 3月末	2025年 3月末	2026年 3月末	2025年 3月末	2026年 3月末	2025年 3月末	2026年 3月末	2025年 3月末	2026年 3月末
国	内	187,149	183,735	111,416	116,296	19,799	20,398	—	—	1,980	2,058
国	外	4,300	4,300	—	—	300	300	—	—	—	—
地 域 別 合 計		191,449	188,035	111,416	116,296	20,099	20,698	—	—	1,980	2,058
製 造 業		3,393	3,720	2,686	3,014	700	700	—	—	27	9
農 業、 林 業		309	332	309	332	—	—	—	—	—	3
漁 業		10	18	10	18	—	—	—	—	—	—
鉱 業、 採 石 業、 砂 利 採 取 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業		12,845	12,454	12,826	12,434	—	—	—	—	260	191
電 気・ガ ス・ 熱 供 給・水 道 業		4,317	4,247	187	132	4,100	4,100	—	—	—	1
情 報 通 信 業		473	450	268	215	200	200	—	—	21	20
運 輸 業、 郵 便 業		2,040	2,169	1,014	943	1,000	1,200	—	—	32	27
卸 売 業、 小 売 業		11,455	11,590	11,455	11,590	—	—	—	—	383	383
金 融 業、 保 険 業		48,301	39,870	2,622	2,554	1,100	1,500	—	—	—	—
不 動 産 業		31,050	35,343	30,732	35,025	—	—	—	—	442	717
物 品 賃 貸 業		409	409	407	406	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・ 技術サービス業		685	806	685	806	—	—	—	—	0	23
宿 泊 業		88	136	88	136	—	—	—	—	—	—
飲 食 業		3,539	3,345	3,539	3,345	—	—	—	—	103	80
生活関連サービス業、 娛 楽 業		3,171	3,033	3,171	3,033	—	—	—	—	65	66
教育、学習支援業		512	508	512	508	—	—	—	—	43	41
医 療、 福 祉		1,140	1,176	1,140	1,176	—	—	—	—	74	65
その他のサービス		3,270	3,252	3,067	3,049	200	200	—	—	177	143
国・地方公共団体等		26,683	26,068	11,083	11,269	12,799	12,798	—	—	—	—
個 人		25,607	26,303	25,607	26,303	—	—	—	—	345	281
そ の 他		12,143	12,797	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		191,449	188,035	111,416	116,296	20,099	20,698	—	—	1,980	2,058
1 年 以 下		34,999	33,397	11,099	11,941	4,798	3,904	—	—		
1 年 超 3 年 以 下		26,890	19,407	9,826	9,751	1,809	1,805	—	—		
3 年 超 5 年 以 下		8,886	15,512	7,536	10,709	1,000	3,199	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		20,038	15,923	12,538	10,323	3,600	3,200	—	—		
7 年 超 10 年 以 下		22,303	19,038	19,003	16,838	3,100	2,199	—	—		
10 年 超		59,667	65,616	49,876	55,227	5,791	6,389	—	—		
期 間 の 定 め の な い も の		18,662	19,139	1,535	1,504	—	—	—	—		
残存期間別合計		191,449	188,035	111,416	116,296	20,099	20,698	—	—		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には上場不動産投信（Jリート）を除く投資信託、現金、その他資産、固定資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

□. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2024年度	337	322	—	337	322
	2025年度	322	337	—	322	337
個別貸倒引当金	2024年度	273	259	5	268	259
	2025年度	259	219	10	249	219
合 計	2024年度	611	581	5	605	581
	2025年度	581	557	10	571	557

(注) 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

		個別貸倒引当金										貸出金償却	
		期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
						目的使用		その他					
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
国 内	273	259	259	219	5	10	268	249	259	219			
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
地 域 別 合 計	273	259	259	219	5	10	268	249	259	219			
製 造 業	0	12	0	5	—	6	0	6	0	5	0	14	
農 業、林 業	—	4	—	—	—	—	—	4	—	—	—	—	
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱 業、採石業、 砂 利 採 取 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建 設 業	6	2	13	2	—	—	6	2	13	2	4	18	
電 気・ガ ス・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
情 報 通 信 業	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0	15	14	
運 輸 業、郵 便 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	
卸 売 業、小 売 業	41	20	30	15	3	1	37	19	30	15	13	40	
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不 動 産 業	170	156	156	143	—	—	170	156	156	143	—	2	
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
学術研究、専門・ 技 術 サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
飲 食 業	10	9	6	7	—	—	10	9	6	7	0	2	
生活関連サービス業、 娯 楽 業	3	7	8	6	—	2	3	4	8	6	1	—	
教育、学習支援業	6	—	6	—	—	—	6	—	6	—	—	1	
医 療、福 祉	2	3	—	2	2	—	—	3	—	2	3	—	
その他のサービス	14	24	17	22	—	—	14	24	17	22	—	0	
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個 人	17	16	20	12	—	—	17	16	20	12	—	1	
合 計	273	259	259	219	5	10	268	249	259	219	40	96	

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	2025年3月末					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・アセット の額	
現金	2,122	—	2,122	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	17,188	200	17,188	200	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	14,183	0	14,183	0	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	99	—	99	—	9	10
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	37,805	—	37,805	—	7,721	20
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,000	—	2,000	—	550	28
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	19,557	564	18,111	299	12,630	69
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	17,829	22,682	16,065	1,107	10,606	62
トランザクター向け	—	18,992	—	759	284	37
不動産関連向け	48,412	—	47,841	—	35,191	74
自己居住用不動産等向け	15,805	—	15,729	—	6,404	41
賃貸用不動産向け	21,481	—	21,176	—	17,532	83
事業用不動産関連向け	11,109	—	10,919	—	11,245	103
その他不動産関連向け	15	—	15	—	9	60
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1,040	38	1,018	3	1,291	126
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	236	—	235	—	175	74
取立未済手形（未決済為替貸残）	81	—	81	—	16	20
信用保証協会等による保証付	14,984	74	14,984	7	523	3
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	203	—	203	—	203	100
合計					68,370	

(単位：百万円)

	2026年3月末					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの 加重平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・アセット の額	
現金	2,594	—	2,594	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	18,192	200	18,192	200	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	13,270	—	13,270	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	99	—	99	—	9	10
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	29,438	—	29,438	—	6,048	21
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,000	—	2,000	—	550	28
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	19,713	376	18,435	159	12,587	68
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	19,294	21,870	17,493	1,003	11,549	62
トランザクター向け	—	18,335	—	729	271	37
不動産関連向け	52,085	6	51,589	6	39,064	76
自己居住用不動産等向け	15,365	6	15,283	6	6,067	40
賃貸用不動産向け	25,870	—	25,648	—	22,193	87
事業用不動産関連向け	10,746	—	10,555	—	10,742	102
その他不動産関連向け	102	—	102	—	61	60
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1,249	38	1,221	3	1,662	136
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	150	—	150	—	129	86
取立未済手形（未決済為替貸残）	63	—	63	—	12	20
信用保証協会等による保証付	14,856	135	14,856	13	672	5
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	217	—	217	—	283	130
合計					72,019	

- (注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位: 百万円)

	2025年3月末																
	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%	
現金	2,122	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	17,388	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	14,184	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	—	99	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	36,205	—	1,600	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	500	—	1,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	—	—	2,600	—	—	—	—	—	—	—	—	4,100	—	—	—	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	759	—	—	—	—	
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	759	—	—	—	—	
不動産関連向け	—	—	—	1,449	623	3,701	22	870	43	742	—	1,745	936	—	2,044	34	
自己居住用不動産等向け	—	—	—	1,449	623	1,692	22	—	43	742	—	—	936	—	—	34	
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	2,008	—	870	—	—	—	1,745	—	—	2,028	—	
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	—	
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	150	—	—	—	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
取立未済手形（未決済為替貸残）	—	—	—	81	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
信用保証協会等による保証付	9,759	5,232	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	43,454	5,332	—	40,335	623	5,301	22	870	43	742	—	2,505	5,187	—	2,044	34	

(単位：百万円)

	2025年3月末																
	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合 計	
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,122
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,388
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14,184
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	99
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	37,805
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,000
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	—	—	10,572	—	—	1,138	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,411
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	15,667	—	—	—	—	746	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,172
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	759
不動産関連向け	11,414	2,258	—	—	1,288	—	—	12,390	8,144	9	—	119	—	—	—	—	47,841
自己居住用不動産等向け	10,040	143	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15,729
賃貸用不動産向け	—	2,115	—	—	—	—	—	12,390	—	—	—	16	—	—	—	—	21,176
事業用不動産関連向け	1,373	—	—	—	1,288	—	—	—	8,144	9	—	102	—	—	—	—	10,919
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	75	—	—	—	—	795	—	—	—	—	1,021
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	235	—	—	—	—	—	—	—	—	—	235
取立未済手形（未決済為替貸残）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	81
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14,991
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	203	—	—	—	—	—	—	—	—	—	203
合計	11,414	17,926	—	10,572	1,288	—	2,399	12,390	8,144	9	—	915	—	—	—	—	171,559

(単位：百万円)

	2026年3月末																
	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%	
現金	2,594	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	18,392	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際決済銀行等向け	—	—															
我が国の地方公共団体向け	13,270	—	—														
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—															
国際開発銀行向け	—																
地方公共団体金融機構向け	—	99	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の政府関係機関向け	—	—															
地方三公社向け	—	—															
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	27,834	—	1,604	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	500	—	1,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
カバード・ボンド向け	—	—															
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	—	—	2,912	—	—	—	—	—	—	—	—	4,100	—	—	—	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	4,184	—	—	—	—	—	—	—	500	—	—	—	—	
トランザクター向け	—	—	—	229	—	—	—	—	—	—	—	500	—	—	—	—	
不動産関連向け	—	—	—	7,469	522	3,123	—	947	1	475	32	2,220	422	—	2,000	—	
自己居住用不動産等向け	—	—	—	7,469	522	1,096	—	—	1	475	—	—	422	—	—	—	
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	2,027	—	947	—	—	32	2,220	—	—	1,897	—	
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	102	—	
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	36	—	—	—	—	—	—	—	—	13	—	—	—	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
取立未済手形（未決済為替貸残）	—	—	—	63	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
信用保証協会等による保証付	8,149	6,720	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	42,406	6,820	—	42,527	522	4,727	—	947	1	475	32	2,721	4,535	—	2,000	—	

(単位：百万円)

	2026年3月末																
	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合 計	
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,594
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,392
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13,270
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	99
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	29,438
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,000
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	—	—	10,849	—	—	733	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,594
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	13,297	—	—	—	—	514	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,496
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	729
不動産関連向け	6,830	1,641	—	—	1,343	—	—	16,566	7,648	0	—	351	—	—	—	—	51,596
自己居住用不動産等向け	5,298	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15,289
賃貸用不動産向け	—	1,637	—	—	—	—	—	16,566	—	—	—	319	—	—	—	—	25,648
事業用不動産関連向け	1,532	—	—	—	1,343	—	—	—	7,648	0	—	31	—	—	—	—	10,555
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	102
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	229	—	—	—	—	946	—	—	—	—	1,225
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	123	—	—	—	—	—	—	—	—	—	150
取立未済手形（未決済為替貸残）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	63
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14,869
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	217	—	—	—	—	—	217
合計	6,830	14,939	—	10,849	1,343	—	1,600	16,566	7,648	0	217	1,297	—	—	—	—	169,009

ハ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

2025年3月末				
告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額 の合計額(CCF・信用 リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	104,826	3,148	16%	105,253
40%～70%	16,233	16,704	10%	16,645
75%	16,073	2,996	13%	14,566
80%	—	—	0%	—
85%	10,960	560	53%	10,472
90%～100%	3,895	128	42%	3,202
105%～130%	20,860	—	0%	20,544
150%	895	20	10%	874
250%	—	—	0%	—
400%	—	—	0%	—
1,250%	—	—	0%	—
そ の 他	—	—	0%	—
合 計	173,746	23,561	12%	171,559

(単位：百万円)

2026年3月末				
告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額 の合計額(CCF・信用 リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	97,549	3,093	16%	97,952
40%～70%	16,197	16,061	10%	16,594
75%	16,515	2,991	13%	14,939
80%	—	—	0%	—
85%	11,779	372	43%	10,849
90%～100%	3,142	88	10%	2,943
105%～130%	24,717	—	0%	24,432
150%	1,324	19	10%	1,297
250%	—	—	0%	—
400%	—	—	0%	—
1,250%	—	—	0%	—
そ の 他	—	—	0%	—
合 計	171,226	22,626	12%	169,009

(注) 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2025年3月末	2026年3月末	2025年3月末	2026年3月末	2025年3月末	2026年3月末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	5,102	4,874	25,708	25,557	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
①派生商品取引合計	75	35	75	35
(Ⅰ) 外国為替関連取引	—	—	—	—
(Ⅱ) 金利関連取引	—	—	—	—
(Ⅲ) 金関連取引	—	—	—	—
(Ⅳ) 株式関連取引	—	—	—	—
(Ⅴ) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
(Ⅵ) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(Ⅶ) クレジット・デリバティブ	75	35	75	35
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	75	35	75	35

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額	516	314	—	—

- (注) 1. グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。
2. 当金庫は株式会社日本政策金融公庫とCDS取引を行い、保有する貸付債権の信用リスクをヘッジ（回避・低減）するためプロテクションを購入しております。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

- イ. オリジネーターの場合 該当ございません。
- ロ. 投資家の場合
- ①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
 - a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く） 該当ございません。
 - b. 再証券化エクスポージャー 該当ございません。
 - ②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等
 - a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く） 該当ございません。
 - b. 再証券化エクスポージャー 該当ございません。
 - ③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 該当ございません。

(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	2025年3月末		2026年3月末	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	601	601	735	735
非 上 場 株 式 等	1,006	1,006	1,002	1,002
合 計	1,608	1,608	1,737	1,737

(注) 「上場株式等」には、取引所・店頭市場・外国有価市場で売買される上場株式・上場優先出資・上場投信（ETF、J-リート）を含んでおります。

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
売 却 益	88	69
売 却 損	0	0
償 却	—	0

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2025年3月末	2026年3月末
評 価 損 益	306	426

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2025年3月末	2026年3月末
評 価 損 益	—	—

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

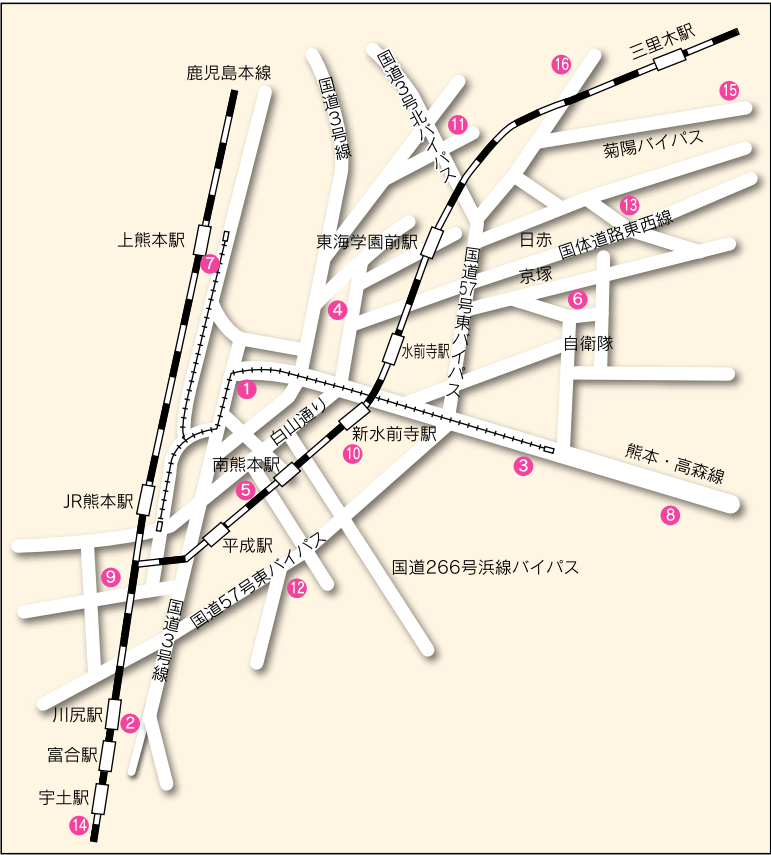
	2025年3月末	2026年3月末
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	9,330	8,529
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項 番		イ		ハ	
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,033	3,466	△72	△43
2	下方パラレルシフト	△3,384	△3,897	67	29
3	スティープ化	3,094	3,484		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	3,094	3,484	67	29
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	9,451		9,177	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。



店舗外CD・ATM設置場所

- ◎ 鶴屋百貨店地階
- ◎ J R 熊本駅
- ◎ ゆめタウンサンピアン
- ◎ ゆめタウンはません
- ◎ SAKURA MACHI Kumamoto
- 熊本学園大学
- △ 熊本市役所1階
- △ 熊本県庁本館1階

上記以外にも、当金庫は「セブン銀行」「ローソン銀行」「イオン銀行」と提携しており、県内外の「セブン-イレブン」「ローソン」「マックスバリュ」等に設置のATMがご利用いただけます。

店 舗 名		住 所		電 話
①	本 店 営 業 部	〒860-8655	熊本市中央区手取本町2番1号	096(326)2211
②	川 尻 支 店	〒861-4115	〃 南区川尻4丁目6番15号	〃 (357)6231
③	健 軍 支 店	〒862-0908	〃 東区新生2丁目3番4号	〃 (367)1011
④	子 飼 支 店	〒860-0853	〃 中央区西子飼町10番5号	〃 (343)5233
⑤	南 熊 本 支 店	〒860-0813	〃 中央区琴平2丁目1番1号	〃 (372)1133
⑥	新 外 支 店	〒862-0913	〃 東区尾ノ上4丁目11番30号	〃 (367)3811
⑦	上 熊 本 支 店	〒860-0072	〃 西区花園1丁目2番2号	〃 (325)1231
⑧	秋 津 支 店	〒861-2102	〃 東区沼山津3丁目3番2号	〃 (365)1101
⑨	西 部 支 店	〒860-0059	〃 西区野中2丁目14番14号	〃 (354)4811
⑩	江 津 支 店	〒862-0941	〃 中央区出水5丁目11番41号	〃 (363)1611
⑪	新 地 支 店	〒861-8075	〃 北区清水新地5丁目10番37号	〃 (339)1222
⑫	御 幸 田 迎 支 店	〒861-4172	〃 南区御幸笛田1丁目1番7号	〃 (379)0006
⑬	長 嶺 支 店	〒861-8039	〃 東区長嶺南3丁目8番114号	〃 (381)3288
⑭	宇 土 支 店	〒869-0431	宇土市本町4丁目14番	0964(23)5511
⑮	菊 陽 支 店	〒869-1101	菊池郡菊陽町津久礼2417-9	096(232)3330
⑯	合 志 支 店	〒861-1112	合志市幾久富1758-147	〃 (248)3335

◎ 印の自動機は土・日曜日、祝日も稼働しております。
□ 印の自動機は土曜日も稼働しております。
△ 印の自動機は平日のみ稼働しております。

掲載頁の一覧

信用金庫法第89条で準用する銀行法第21条に規定する内閣府令で定める事項	該当頁
1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
イ. 事業の組織	14
ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名	13
ハ. 会計監査人の氏名又は名称	13
二. 事務所の名称及び所在地	68
ホ. 当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者に関する事項	該当ありません
2. 金庫の主要な事業の内容	13・24～27
3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの	
イ. 直近の事業年度における事業の概況	19～20
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項	
（1）経常収益	28・30
（2）経常利益又は経常損失	28・30
（3）当期純利益又は当期純損失	28・30
（4）出資総額及び出資総口数	28～29
（5）純資産額	28～29
（6）総資産額	28～29
（7）預金積金残高	28・37
（8）全国連合会債残高	該当ありません
（9）貸出金残高	28・38～39
（10）有価証券残高	28・41～43
（11）単体自己資本比率	28・53
（12）出資に対する配当金	28・30
（13）職員数	28
ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表に掲げる事項	
・ 主要な業務の状況を示す指標	35～36
・ 全国連合会債に関する指標	該当ありません
・ 預金に関する指標	37
・ 貸出金等に関する指標	38～39
・ 有価証券に関する指標	41～43
4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項	
イ. リスク管理の体制	23
ロ. 法令遵守の体制	21～22
ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	9～12
二. 金融ADR制度への対応	20
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	29～30
ロ. 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び（1）から（4）までに掲げるものの合計額	
（1）破産更生債権及びこれらに準ずる債権	40
（2）危険債権	40
（3）三月以上延滞債権（貸出金のみ）	40
（4）貸出条件緩和債権（貸出金のみ）	40
（5）正常債権	40
ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	50～67
二. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
（1）有価証券	41～43
（2）金銭の信託	該当ありません
（3）第102条第1項第5号に掲げる取引	43
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	38・57
ヘ. 貸出金償却の額	38・57
ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	30
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	18
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則で定める事項	
（1）破産更生債権及びこれらに準ずる債権	40
（2）危険債権	40
（3）要管理債権	40
（4）正常債権	40
（5）金融再生法上の不良債権比率	40

